

食品安全委員プリオン専門調査会

第 33 回会合議事録

1 . 日時 平成 17 年 10 月 24 日 (月) 14:00 ~ 17:35

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

(1) 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について

(2) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(諭)専門委員、金子専門委員、

北本専門委員、佐多専門委員、堀内専門委員、山本専門委員、

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

(平成 17 年 10 月 13 日提出)

資料 2 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)

(平成 17 年 10 月 3 日提出)

- 資料 3 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価（たたき台修正第三次案）
- 資料 4 我が国における B S E 牛の確認日、月齢、誕生場所、誕生日、代用乳メーカーの関係一覧
- 参考資料 1 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号；現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（B S E）に関するリスクの同等性
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号；現在カナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（B S E）に関するリスクの同等性に係る資料
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
（平成 17 年 6 月 10 日発出）
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 6 月 10 日提出）
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 6 月 20 日提出）
- 参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
（平成 17 年 6 月 24 日発出）
- 参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 7 月 8 日提出）

- 参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 7 月 13 日提出)
- 参考資料 9 論点メモ(現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓(米国、カナダ)のリスクと全年齢の食肉および内臓(日本)のリスクの比較:山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料)
- 参考資料 10 平成 14~16 年度科学研究費補助金研究成果報告書「畜産フードシステム安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証
- 参考資料 11 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 7 月 28 日発出)
- 参考資料 12 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 7 月 29 日提出)
- 参考資料 13 項目別関連情報(米国)
- 参考資料 14 項目別関連情報(カナダ)
- 参考資料 15 項目別関連情報(日本)
- 参考資料 16 「米国農務省 Maturity Study に関する最終報告」に対する意見書
- 参考資料 17 米国における疑似陽性牛の判定結果
- 参考資料 18 米国における S R M 関係規制遵守状況に関する情報
- 参考資料 19 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 8 月 9 日発出)
- 参考資料 20 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 参考資料 21 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 参考資料 22 B S E 発生前及び現在のデータ(米国)
- 参考資料 23 B S E 発生前及び現在のデータ(カナダ)

- 参考資料 24 B S E 発生前及び現在のデータ（日本）
- 参考資料 25 日本と同程度とリスクと考えられる E U 諸国のサーベイランスデータ
- 参考資料 26 日本と米国の項目別比較表
- 参考資料 27 日本とカナダの項目別比較表
- 参考資料 28 Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals(2004)Chapter 2.3.13.
- 参考資料 29 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
（平成 17 年 9 月 1 日発出）
- 参考資料 30 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 9 月 9 日提出）
- 参考資料 31 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価（たたき台）（第 30 回プリオン専門調査会配布）
- 参考資料 32 米国・カナダにおける牛肉産業の最新情報
- 参考資料 33 米国産牛肉等輸入解禁後に予想される各部位別充足率
- 参考資料 34 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
（平成 17 年 9 月 16 日提出）
- 参考資料 35 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 9 月 22 日提出）
- 参考資料 36 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価（たたき台修正案）（第 31 回プリオン専門調査会配布）
- 参考資料 37 項目別関連情報（米国・カナダ）（修正版）
- 参考資料 38 佐多委員からのご意見（第 31 回プリオン専門調査会当日配布資料）
- 参考資料 39 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 9 月 30 日提出）

参考資料 40 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 10 月 3 日提出)

参考資料 41 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正二次案)

6. 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 33 回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

本日は 8 名の委員が御出席です。

本日は後ほど参考人としてお話を伺うために、日本獣医畜産大学の木村先生にお越しいただいております。お忙しいところ、どうもありがとうございます。

また「食品安全委員会」からも委員が御出席です。

厚生労働省及び農林水産省の方にもお越しいただいております。

事務局につきましては、恒例ですけれども、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 33 回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」がございますので、御覧ください。

それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、資料が 4 点、当日配布資料が 4 点、参考資料が 43 点、合計 51 点でございます。

お手元のお配りしております資料は、議事次第、座席表。

資料 1 は、平成 17 年 10 月 13 日付けで「食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について」でございます。表題では食品健康影響評価に係る補足資料の提出について 11 となっております。

資料 2 は「食品健康影響評価に係る補足資料の提出について」でございます。ホチキス止めにして、かなり分厚くなっております。平成 17 年 10 月 21 日付けで厚生労働省、農林水産省から提出されたものでございます。

資料 3 は「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正三次案)」でございます。

資料4は横表でございます。「わが国におけるBSE牛の確認日、月齢、誕生場所、誕生日、給与代用乳メーカー（A～E）の関係一覧」でございます。

当日配布資料は1、2、3、4とございます。それぞれ事前に各専門委員からいただいた御意見でございます。山内専門委員、金子座長代理、甲斐知恵子専門委員、横山専門委員から御意見をいただいております。

参考資料につきましては、1-1から41までございます。これまで使用した資料でございますので、ファイルに托じて各先生方の机の上に置かせていただいております。

なお、傍聴の方々にお配りしております資料3は白黒で印刷しておりますので、青文字の部分に二重下線、赤文字の部分には波線の下線を引いております。

参考資料につきましては分量も多く、既に「食品安全委員会」のホームページ等にも掲載しておりますので、本日、傍聴の方々にはお配りしておりません。事務局にて閲覧可能となっておりますので、御了承ください。

以上、本日の資料でございます。不足の資料等ございましたら、お知らせください。

吉川座長 手元に資料はございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は前回に引き続いて、米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、今回は9回目になります。前回、たたき台の本文、分析の部分に関して一応全体を通して議論をしたと思います。その際、結論あるいは結論に導くための整理と結論と、今回「おわりに」という格好ではなくて、たたき台としては結論に対する付帯意見という格好で、コンクリュージョンの後に付帯意見を付けるという格好の案で出させてもらいました。

その辺に関しては後ほど、出張中でしたけれども、山内専門委員とも議論をしたので、その辺の経緯についても後で説明したいと思います。

そういう意味で、できれば今日は全体の中で付け加えた部分もありますし、結論のための結論付帯意見といった前回積み残した部分で、この間いろいろな意見を委員からいただきましたので、その意見を組み込んであるところもありますし、今日の議論としてたたいてもらいたいと思って残してあるところもありますので、その辺について中心に議論をしていきたいと思います。

その前に冒頭申し上げましたけれども、本日、日本獣医畜産大学の木村教授にお越しいただいております。

木村先生をお呼びした理由ですけれども、議事録を見ていただければおわかりのように、

専門調査会でここ何回か、動物性油脂あるいはその代用乳についてのリスクをどう考えるかという議論がありました。

また、今、議論している米国・カナダ産牛肉等の問題についても代用乳、人工乳を含めて、動物性油脂の重みづけをどういうふうに考えるかという検討をしようということもありまして、我々はあまり得意でない部分もありますので、飼料やそこら辺に詳しい木村先生のお話をお聞きしようということで、金子座長代理とも相談して、今日お越しいただきました。最初に木村先生のお話を伺って、その後、たたき台について議論をしたいと思います。

それでは、木村先生、お願いします。非常に簡単ですが、プロフィールを紹介しておきたいと思います。

木村先生は現在、日本獣医畜産大学応用生命科学部動物科学科の教授をされていらっしゃいます。専門分野は動物栄養学。主な研究テーマは肉牛を中心とした反すう動物の給与飼料の生理学的影響、動物の発育と畜産物の相互関係についての栄養生理学研究ということです。

先生、今日は本当にお忙しいところ無理を言って申し訳ありませんでした。15分かもう少しお話をしていただいて、それについて委員の方から質疑をしたいと思います。

資料については、先ほど事務局からありましたように、お手元に1枚お配りしておりますので、横長のものですけれども、御覧ください。

それでは、木村先生、よろしく願いいたします。

木村参考人 今、御紹介いただきました、日本獣医畜産大学におります、木村信熙と言います。

簡単に今の研究の内容については御紹介いただきましたけれども、経験上のことを少し御紹介いたしますと、私は大学に来て4年生の新米教授として、それ以前は飼料の製造会社で研究開発をしたり、技術指導をしたり、生産者とお付き合いをしたり、そういうようなことをやっておりました。

32年間ほとんど牛のえさでございますけれども、肉牛用飼料の研究開発ということを中心に、あるときはえさを販売するために販売員の方と車も一緒にして、夜遅くまで酪農家さんを訪問するといったこともやっておりました。

現在は日本獣医畜産大学で動物栄養学教室というところで、えさや動物の飼育の方法といったことを学生たちに教えたり、研究の指導をしたり、そんなことをやっております。

本日は私にとって、やや突然だったんですけれども、私の経験の上から私の感じるところ

の日本の B S E とえさとの関係について御披露させていただきます。

お手持ちの資料の中の資料 4 というのがございます。横書きになったものでして、その表題は「わが国における B S E 牛の確認日、月齢、誕生場所、誕生日、給与代用乳メーカー（A～E）の関係一覧」として表に作成したものがございます。これについて、少し説明をさせていただきます。

これは農水省や厚労省がホームページなどで公表されている B S E が発生した都度生じた調査の結果をまとめたもの。それを拾い出して、私独自の表にしたものでございます。

左側に牛の番号が書いてございます。これは B S E の確認した日付けで書いております。例えば、日本で 8 頭目というと 8 番目に確認された牛という言い方がされますので、左の端に書いている番号は確認された順番を表しております。

その数字が書いてございまして、この数字に丸印が付いていますのは死亡牛について。食肉のために処理した牛だけではなく、死亡牛の検査も開始されましたので、死亡牛であったというものについては丸印で囲みました。

その次の欄が B S E ということが確認された日付けでございます。これが上から順番になっている。確認されたときの牛の月齢、64 か月ですとか 67 か月といったような書き方をしております。

その牛の誕生した場所で書いてございます。この表にありますように、私は代用乳との関係ということに注目しておりますので、代用乳というのは子牛のときに飲ませる保育用のミルクでございます。人工的につくったミルクで、これを代用乳と言います。

同時にその離乳食といいますか、ミルクと一緒に食べさせるえさがございますけれども、それは一般には人工乳と言っています。代用乳と人工乳はちょっと混乱することがあるんですが、代用乳は液状に溶かしてミルクとして飲ませるものであるというものでございます。

この代用乳というものに注目していますので、子牛の成長した場所や出荷した場所ではなくて、生まれた場所で記載してございます。

次の欄は誕生日。いつごろ生まれたのかということで、左の方から 1995 年～2003 年に至るまで書いてございます。縦に見ますと、この B S E 発生した牛で一番最初に生まれた牛はというふうに見ますと、1995 年 12 月 5 日に生まれたのが 5 番目の牛として発見されたということでございます。

1996 年に 5 番を除いた 1 番～7 番までが生まれたということでございます。

7 頭目のところに線がやや太くしてございます。これは 7 頭目までのところで平成 15

年 9 月に B S E 疫学チームの検討がなされた。そのときの検討の対象になった 7 頭という意味で、ここから上が疫学的に検討済みであるということでございます。そういうことで太い線を入れました。

これを見ますと、まずこの太い線までのところで見ますと、1995 年、1996 年。1995 年というのは 12 月ですから、ほぼ 1996 年 4 月ぐらいまでの間に非常に偏ったところで子牛が生まれているということになります。

その調査の結果、子牛に飲まされていたミルクは何だったのかということを見ますと、すべてが A という代用乳を飲んでいた牛であったということでございます。A という代用乳は報告によりますと、この当時は日本のシェアの 20% を占めていたというミルクでございました。20% というのは 5 頭に 1 頭がこのミルクを飲んでいるというミルクでございます。

この 7 頭目まで出た時点で、7 頭のうち 7 頭すべてが A というミルクを飲んでいました。これは偶然と言っていいんでしょうか。これは日常生活的な感覚でいいますと、これは A というミルクが関係したのではないのか。ということは日常生活的な感覚では、すぐにミルクに気を付けようという感覚が出るのは自然なことだと思います。

そういうことで、私もこの代用乳 A が我が国の B S E 発生に深く関与していったんだと強く感じております。平成 15 年 9 月にこの因果関係を調査する結果が出るということで期待しておりました。

こういうふうな因果関係を調べ、学問的に解明していくというのが疫学であると聞いております。また、それを統計的に処理して、その可能性の確率から非常にこの可能性が強いとか弱いとかという判断をするのが統計学であると思います。

そういうことから、B S E 疫学検討チームの報告がどう出るかということを期待しておりました。平成 15 年 9 月に、B S E 疫学検討チームによる疫学的分析結果報告書として報告書が出されました。

この報告書の結果は、我が国の場合も交差汚染により感染の起きた可能性は高いと考えられると結論づけた記載でございまして、代用乳については感染経路として結び付けることは難しい面がある。こういう結論付けになってございまして、統計的な手法を用いて代用乳と B S E は関係がないという印象を与えるレポートになってございました。

シェア 20% のミルクでも、7 頭が 7 頭出ても関係がないという結果が出るというようなことで、このために代用乳は無視されたといいますが、代用乳の危険性よりもむしろ交差汚染であるということに注目されて、主にそういうような報道がなされまして、関心は交

差汚染を防止することという方に向けられました。

こういった報告に基づきまして、飼料の交差汚染対策が非常に重要なものであるということで、牛用のえさは製造するに当たっては製造ライン、搬送ライン、保管、これをすべて分けなさいということで、業界がそのようなことで現在動いております。A飼料とかB飼料というようなことで完全に分けて製造、輸送、販売、保管がなされております。そのために飼料工場は工場をつくり直すですとか、牛のえさについては共同で製造するというような工場の再編成と設備投資ということが行われました。

このような交差汚染につきましては、やはり反論も出ておまして、畜産システム研究会という研究会がございますが、飼料会社経験の方がその研究会の会報に、飼料会社の品質管理をしていた経験の上から、飼料の交差汚染について考えるという論文で、工場の運営の上から見て肉骨粉が交差汚染で日本国内に広がるという可能性は極めて薄いということを書いてあります。

この国の報告書に対して、同じ畜産システム研究会の広島大学の三谷教授は昨年2月発行の会報に、代用乳の使用とBSEの発生は関係あると言えないというのは本当ですかという論文を投稿しています。そこではこの疫学的調査、学問的なことにはなりますが、その統計的な処理の仕方に統計的な誤りがあるんだという指摘をしております。

また、この同じ会報で今年の6月に出ました29号には、BSE調査報告書の問題点と今後の課題ということで、そこでも再度この統計的に処理しているその手法が間違っているんだというようなことを指摘しております。

この29号というのは今年開催されたシンポジウムの講演要旨集でもありまして、この「プリオン専門調査会」の全員がお持ちだということを事務局から伺っております。

さて、更にその後、BSEの発生はどうなったかということを見ますと、先ほどの資料を再度御覧いただきますと、左側の番号を見ていただきますように、20頭発生したということになります。

その内容を見ますと、やはり1996年に生まれた子牛たちで出ている。その出ている内容はどうかと言いますと、1996年の欄を縦に見ますと、やはりこの年に生まれている子牛でBSEになったものはすべてAというミルクを飲んでいたということでございます。

ですから、7頭のところで疫学的な調査が終わっていますけれども、こういったものも含めて再度調査のし直しをしたら、どういう結論になるんだろうか。こういうところも処理することが必要だということが期待されるころではないかと思えます。

同時にほかの発生も出ておまして、これは若干様相が違うということも伺えます。こ

れについては後ほど述べますが、まずはその 1996 年代に生まれた子牛は合計 13 頭になりました。この 13 頭の牛がすべて A という代用乳を飲んでいたという事実から、これをどういふふうの評価するのでしょうかということになるかと思えます。

こういう事実が後から付け加えられたことによりまして、私はやはり代用乳 A というものが関与したということは否定できないと思っております。ですから、非関与であるということをしきりと確認する必要があるのではないかと考えています。再度、統計的な処理をする必要があるのではないかと。

例えば、統計処理の中で母集団の取り方がおかしいのではないかとか、あるいは疫学的な調査の方法で、この B S E というものは感染するのは口から入る食べ物以外では、一応今のところは考えられないとされていますので、ウイルスのように空気感染するですとか、そういうものと扱いが別であっていいのではないかと、農家単位でやるのではなくて、牛の頭数単位で処理をするべきではないかと、疫学的に感染症と同等の処理をすること自身も間違いではないかと、こういうことも指摘されております。

私の方から見ますと、私は疫学的ですとか統計的ということは素人ですが、この報告書や先ほどの飼料経験者の技術士会に投稿されている論文、畜産システム研究会の会報に登録をされている論文、あるいはこの三谷論文、こういうものを読みますと、やはり代用乳が慣用していたという結論がかなり科学的にも裏づけられているのではないかと気がいたしまして、その方法が誤りであると委員会の外のメンバーから指摘されたものに対して、こちらの専門調査会としてはきちんと答えていく必要があるのではないかなと思えます。そういう意味では見解の公表ということをするべきではないかと思えます。

個人的には、私はシンポジウムの会場に出ましたけれども、そういう質問が出ていないから答えられていないんですという発言もあったようでございますけれども、公開の場でこういったものの議論はすべきではないかと。結局は代用乳が論理的に関与していないということが明らかにされない限りは、これだけの統計処理の方法によりまして、A が関与していたということを否定できないどころか、関与していると言えるという結果が出ていますから、やはり代用乳は感染経路の一つとして徹底的に周辺調査すべきであるものだと考えております。

そこで、代用乳の周辺のことにつきまして、私の経験してきたことで、えさ会社に勤務いたしております、代用乳の開発そのものを行った経験がございます。その意味で栄養学的な知識ですとか製造上の事情、業界市場の事情。そういったものをある程度は承知いたしております。日本で B S E の発生に代用乳が関与していたとなれば、まだされていな

い新たな多くの検討事項が残されております。そういったことについては業界そのものの協力も必要になってくるということになります。

では、こういったことを検討すべきなのかというふうに見ますと、もしも代用乳が原因でないということであれば、代用乳の原料の検討を考えみる、油がどうだとかということの検討は必要ないわけです。代用乳は関係していないということがはっきりしている。

ところが、統計学的にも代用乳は関与しているという結果が出るということであれば、まず検討するのは、やはり代用乳の中で代用乳に使われている原料で感染源として疑念を持ち得るものは何なんだろうということ洗い出す必要があるということです。その原料はどのような事情でどのようにつくられているのか、その周辺を調べ直す必要があるということになります。

例えば、1995年～1996年にミルクを飲んだ子牛が、このミルクを飲んだものがかったというよりも、かかったものがそのミルクを飲んでいたということですが、そのミルクはどのような原料が使われていたのか、これは日本の飼料安全法で袋の裏に使っているえさの原料を全部書いてございます。

その中で怪しいと思われるもの、可能性のあるものは何かと言いますと、1つは表示されていますが、血漿タンパク、フィッシュソリュブル吸着飼料、動物性油脂、この辺りが動物と関連した原料だということになります。また、それ以外にやはり意識していないけれども、交差汚染として肉骨粉が代用乳をつくる過程で入ってしまった。私は、この入ってしまったというのを交差汚染と言うのではないかなと思ひまして、原料として配合したものと別の見方をする必要はあるんじゃないかと思っております。

粉末油脂というのは、原料名としての表記はございません。これは因数分解して記載するという法律があるものですから、例えば動物性油脂を液状で添加して、それを粉末油脂に切り替えても表示上は変わらないということになっています。ですから、粉末油脂を使っている製品かどうかというのは袋の裏刷りを見たのではわかりません。そういった原料事情をもう一度洗い直す必要があるということ。

それから、日本の代用乳と人工乳の製造の事情、給与の事情、日本とヨーロッパ、アメリカとはどのように違うのかというところを洗い直す必要があるということになります。これも飼料のこと、業界のことを洗い出すわけですから、そういった業界の協力が必要になるということになります。

例えば、日本ではなぜ高脂肪の代用乳が使われているのか。アメリカやヨーロッパでは粉末の中に油が25%、4分の1も油であるという代用乳は使われておりません。日本独自

の商品でございます。なぜ高脂肪の代用乳が日本で使われていたのか。現在もそうですが、そういった事情。

そのほかに、なぜ日本では乳用牛でばかり出ているのか、なぜ高齢の乳牛で出ているのか、和牛で出ないのはなぜか、雄と雌ではどうなのか、F1というのはホルスタインに和牛を付けたものですが、F1で出る可能性はあるのかないのか、そういったことも日本独自の市場。ヨーロッパがこうだったからではなくて、日本独自の市場を形成しているという事情から、問い直す必要があるのではないかと思います。

こういった中で、私が考えていますのは、やはりまず代用乳というのは危険なものであるということの認識をきちんとする必要があるということが一つでございます。そういうようなことから整理していきますと、今後やるべきこと。

例えば、この調査会でやっていくべきことに対して、差し出がましいですが、幾らかの要望と言いますか、提言をさせていただくとします。

まずは、日本のBSE発生の感染経路をきちんと探索する必要がある。代用乳に関して、先ほどのような統計处理的に、統計学上に間違いがあるということをもそのまま積み残しておくということは許されないことではないかということから、この代用乳が関与していないというレポートはどういうふうに考えられるか、あるいは頭数が増えたときに処理したらどうなるのか、こういったことについての公開の討論といたしますか、あるいはこの委員会で主催する討論でも構いませんが、そういったものが必要であると思っています。代用乳は感染経路であると、なぜ言わないのだろうかというような疑問に答えていく必要があると思っています。結局、平成15年9月の疫学チームの報告書をよく見ますと、本文では否定しておりません。

ところが、その全体のまとめのところで代用乳というのは無視した形になって、交差汚染というものが浮かび上がったレポートになったために、結果として代用乳について否定してしまったような形になっております。これは書き方の上での問題も感じさせるところでございます。そういったことで感染経路の探索ということは、やはり緩めてはいけません。

今度は、もし代用乳であるとするならば、代用乳の周辺事情。先ほど言いました代用乳の原料に関する感染原料の探索といったことが必要ではないかと思います。

そして、こういったものを踏まえて、今後起こり得るのか、起こり得ないのかといったことを検討する必要があるかと思っております。あるいは更に新たな対策の手を打つ必要はないのかと言ったことも見当すべきではないかと思っております。

今度はアメリカ産牛肉の輸入再開に際しまして、アメリカの飼料規制についてどうなっ

ているのかということをおんな見地で見るといふことも必要になってくるのではないかとお思います。

私は今の事情から見ますと、アメリカの飼料規制といふものは、日本と同等であるとはお言えないとお思っております。それは交差汚染の問題以外に、例えば代用乳による発生のお可能性が日本の同じようにあるといふ見方はできないんでしうかと、そういうものも検討の一つでございます。

日本では既に粉末油脂が B S E が発生した年の 12 月のうちに禁止されました。非常に早い手でした。あるいはその後、牛用の代用乳、牛用のえさには動物性の油脂は使わないといふことですから禁止されました。あるいは血漿タンパクといふものは使わないと規制されました。日本ではそういうふうにして代用乳には法的には結果して、考えられることはすべて入ってこないといふ手が打たれているといふふうには感じております。

それでは、アメリカはそういう手が打たれているんでしうかといふところなんです。日本と同様に血漿タンパクや動物油脂までもアメリカでは規制しているんでしうか。残念ながら、私はそのような内容は聞いておりませんので、同等性は薄いとお思います。

そのほか、飼料の規制関係では、例えばポルトリーターと言いますか、鶏の飼育した糞などが混じったものは窒素分が非常に高いですから、タンパク源として飼料に使うことができるといふ研究がアメリカでは非常になされて、言わば鶏糞が肉牛、乳牛のえさの中に入っているといふことも伺っております。これはプリオンの先生方の話ですと、プリオンは糞から出てくるんだといふ話もございまして、鶏の糞から牛には給与禁止しても鶏の糞から出たものが牛の口に入るといふアメリカの状況で、日本と同等の規制がなされているとは考えにくいといふことでございます。

そのほか、聞いておりますと、レンダリング製品の中に牛以外に豚やときにはミンクや、そのほかの野生動物に近いようなものまで入ってきていて、きちんとした規制がなされていないのではないかといふことも聞いております。

例えば、日本でも私の経験では、血漿タンパクといふものをミルクに入れていたことがございましたけれども、ある生産者の方から、アメリカの豚のタンパクだといふけれども、これは牛の血漿タンパクが入ってくる可能性はないんですかといふようなことで、その使用をやめたといふことがございます。動物種の確定といふものは、なかなか分けて流通させることが難しい事情も起こり得るといふことでございます。

もう一つ提言させていただこうかなとお思っていますのは、この議事録や報告書の在り方、書き方についてでございます。私は 7 月 27 日に国会の衆議院の「農林水産委員会」に参考

人として、BSE、代用乳の可能性について陳述いたしました。

同じ日、その席に「プリオン専門調査会」の専門委員である品川先生も参考人として意見陳述されまして、その中で、本専門委員会での意見が報告書に反映されていないということで辞表を寺田委員長に提出しました。それ以来、この調査会には出席していませんというふうに、この調査会の運営の在り方に不信を表明されていらっしゃいます。

また、そのほか、先ほどのBSEの疫学検討チームの報告書を見ましても、研究者の報告と報告書のとりまとめのところに乖離があるのではないかと。いろんな意見の中では、運営事務局が意図的な結論に誘導したのではないかという言い方をする人も出てくる。あらかじめ結論が設定されてしまっているのではないかとこの疑念が出されております。

この「食品安全委員会」というのは、BSEが発生した直後に反省としてまとめられたBSE問題に関する調査検討委員会の報告が平成14年4月に高橋委員長の下で出されましたが、そこで生産者優先、消費者保護軽視の行政だとか、政策決定過程の不透明な行政機構だとか、農林水産省と厚生労働省との連携が不足だという指摘も受けて発足したものと認識しておりますが、この中では専門家の意見を適切に反映しない行政だという指摘も出ておりました。

発足して数年でございますけれども、現在、その委員や他関係者からこのような意見、疑念、不信が出てくるという状況になっておりますので、委員会の独立性を保持するためにも議事録、報告書の作成には特段の配慮が必要ではないかと思っております。

そのためには例えば、議事録、報告の作成には作成者自身の役職や氏名まで書いて、その責任を明らかにしていくですとか、そういった方法も工夫する必要があるのではないかと考えております。

最後になりますが、これは蛇足的な付け足しになりますが、感染経路の探索や危険原料探索はなぜ行うのかというのは、国内の危険性の排除のために行うものであるということです。

もう一度戻っていただいて、先ほどの表を見ますと、平成7年、8年は1つのグループとして見なされるのではないかと。何らかの理由が重なってAという代用乳で出たのではないかと読み取れるのではないかと考えております。

それから、なぜかわかりませんが、2年間、生まれた牛については発見されておられません。それで平成11年、12年以降になって幾つか出ておりますが、このときの代用乳はAだけとは限りません。B社、C社、D社、E社まで出ております。これはどのように読み取るのかということでございます。

ことによると 1996 年代のものを日本国内の感染第 1 世代とすれば、次は第 2 世代ということが起きているのではないかみたいなことも疑われなくもない。こういったことの調査をきちんとする必要があるのではないか。こういう意味でございます。そのためにも感染経路をきちんとして、手を打つ必要があるのではないかとこのことを言っているわけでございます。

そういう意味で、犯人探しをするのではなくて、きちんとした対策を立てるためということでございますので、消費者や飼料業界の自覚と協力というのは非常に必要で、誠に困難な作業ということになります。でも、やらなくてはいけないのではないかと思います。

こういうふうな検討をやることによって、日本はすでに B S E が発生してしまった国ですから、B S E が後から起こった国、アメリカですとかその他の国がもしあればですが、そういった国に対する対処の仕方もある意味では支援や助言ができるのではないかと。そのためにもいろんな方法で、例えば全頭検査をもう一度するみたいなことも含めて、経験を生かして技術を第一にしていく必要があるのではないかと感じております。

そういうことで、私のえさに関する陳述を終わらせていただきます。どうも失礼しました。

吉川座長 木村先生、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、どなたか御意見、御質問等ございますか。

甲斐（諭）専門委員 大変勉強になりました。ありがとうございます。

常々疑問があったので教えていただきたいんですが、ある町や村で牛が誕生している場所がありますね。村ということです。その地域は A 社も B 社もたくさんの農家が使っていると思うんです。この表を見ると、この北海道のある村でも 2 頭とか、そういうふうにある村とかある町で集中的に B S E 牛が出ているわけではないですね。これはなぜかなと思います。その辺を教えていただきたいんです。

例えば、ある会社のえさをその地域は、農協の系統が入り乱れているかもしれませんが、多分あるメーカーやある酪農関係の団体が同じ飼料を使っていると想定すると、もっと集中的にある町とかある村で B S E 牛が出ていいはずなんですけれども、どうしてこんなに少しずつ B S E 牛が出るのかなという辺りを教えていただきたいんです。

木村参考人 実は私もそこを教えてほしいと言いますが、これは疫学的な調査やいろんな情報を積み重ねていないと推定できませんが、ここからは推定ということしか言えないと思っています。何年か以前の話ですので。推定ということからでも想像を立てるしかないということですが、推定で起こり得るんだったら、それを除外することもできるだろう

ということから、非科学的とは言われるかもしれませんが、推定のところに入ると思いません。

例えば、このミルクは飲めばすべての牛がかかるというものではないのではないかと。あるいはAというミルクはすべてが危険というものでもないのではなかろうかということです。

そういうことから、一つのヒントになったなという気がいたしますのは、例えば、昔の会誌で10グラフィック的な疫学検討をやるというレポートを最近読ませていただきました。今年に出たレポートなんですが、地域ごとにえさ会社さんの協力を得て村単位でマップをつくって、牛の頭数に対して、あるいは出荷したえさに対して、どの地域で出たんですかという塗り分けをしている。それではほとんど関係がなかった。ところが、ある月につくったものについては有意差がありましたというものが出ています。

そうしますと、Aというミルクはすべてが悪いのではなくて、たまたまある無意識につくられたロットの中に集中的に何かが起こったのではないかと想像いたしております。

そういうのを裏づけるのが、やはり統計的な手法だと思います。時代は昔ですけども、いろんな統計的手法をさかのぼってやっていけば、何らかのわかるきっかけがあるのではないかと。今のものは同じミルクでも製造したロットによって違う可能性がある。しかもそれは有意な関連性があると出ていますので、この代用乳の考え方ですけども、すべてがそういうものではなかろう。ある意味の変動がある。

では、なぜそういう変動が起こり得るのかということを考えるときには、えさをつくっている人がそういう変動はなぜ起こり得るのかを掌握しているはずなんです。そういうところから推定して行って、その変動が起こらないような製造基準というものをつくりなさいというルールを設定していくべきだと思っております。

甲斐（諭）専門委員 ありがとうございます。

吉川座長 私も1つだけ確かめておきたいんですけども、日本が肉骨粉の使用に関しての通達を出したのは1996年4月で、ここの8月5日生まれを除くと、ここの牛たちはそういう意味では肉骨粉の飼料規制前に生まれた牛であって、その肉骨粉を食べること自身は規制されていなかった。同時に肉骨粉にすべてのSRMを含んで製造していた時代であったということは正しいと思うんです。

ただ、交差汚染という議論に行ったのは、聞き取り調査で農家としては、当時7頭に直接肉骨粉を与えたという記録がないという聞き取り調査の結果として、交差汚染の可能性を一つのシナリオに。

当然、輸入獣脂もそのシナリオの中には入っていたわけですがけれども、この時代は既に規制があって交差汚染でここまで来たという、その後の交差汚染。いわゆる規制をして例えば、2001年後に起こった、いわゆるリアルバン後の交差汚染、あるいは規制後の交差汚染とは違って、この時期はまだそういう意味では行政対応としてSRMを含んだ肉骨粉も製造していたし、それを飼料に入れることに対しての規制がなかったときに生まれた牛たちであるということは確認しておかれた方がいいと思います。

木村参考人 7頭に与えていないという事実がわかったときに、次の手でどうするかと考えると、何も規制していなかったわけですから、1つはやはり交差汚染かなということになります。

では、その交差汚染はどのえさに入った交差汚染と見なすのでしょうかということを議論する必要があると思います。そのときに乳牛用の母牛のえさに入ったのか、あるいは子牛用のえさに入ったのかというふうに、また分けて考えていく必要がある。

子牛用のえさですと、スターターなのかミルクなのか、あるいは子牛なのに大人のえさを食べさせたのか、そういうふうに枝分けして判定していくべきだと思います。そうしていったところ、共通点は肉骨粉ではなくて子牛用のミルクであったということに行き着くかもしれません。

交差汚染という以外で、本当に7頭に与えていないということになれば、肉骨粉以外の原料で起こるのではないかなという選択肢もあるのではないかと思います。そういう意味で調査の仕方というものは、そのときそのときの状況をきちんと見て、可能性については捨てるのではなくて広く捨っていく必要があるのではないかと思います。

吉川座長 ほかに御質問はございますか。

寺田委員長 質問ではないんですけども、木村先生は委員会の運営に関して、私は委員長として聞き捨てならないことを言われましたので、一言だけ事実を申し上げたいと思います。

この委員会はすべて公開でやっております。議事録を編さんするという暇は全くありません。要するにどこからも入る余地がないわけで、何でしたら録音を全部起こしてみられたらいいかと思います。

こういう科学の場でございますから、科学の場だけでなく外の間でもいろんな議論が出るのは当然だと思いますし、そのことに関しては御不満を持っておられる方もいらっしゃるでしょうし、そういう人に対して言うなどが、もっと言ってくれとかという立場では全然ありません。それは自由に言ってもらった方がいいと思います。

できれば、私としましては、この委員会の場でいろんなことをおっしゃっていただくのは本当は望ましい。だけれども、これは私が望ましいと言うだけでありまして、言ってくれというわけではありません。ポイントのところは国民の皆さんも聞かれると思いますので、事務局はどうしたということは、私もこういうのはあまり長いことはやっておりませんけれども、あり得ないんです。それはどうしてそういう話が出てくるのかがよくわからない。

座長を始め、文章をつくってタイプを打つところは事務局がやります。それを返して、またみんなに回してやっているということでありまして、いろんな受け止め方があるかもわかりませんが、事務局がどうのこうのしたということは、事務局というのは委員会の大事なパートナーでございますし、行政がどちらかに引っ張っていくというようなことはあり得ないし、私も学者ですから、それは私、委員長に対する侮辱だと思うんです。そういうことは絶対にないと思います。

何回も言いますけれども、いろんいうわさとか御不満を持っておられる方はあると思うんです。その話と議事録を捏造するとかそういうことは是非誤解を解いていただきたいと思えますし、そういうことに関しましてはできるだけ証拠、もしくはそれでも疑われるようでしたら、私のところに来ていただければ、お出しします。

それだけでございます。後のことはお任せいたします。

木村参考人 暴言ということで、おしかりを受けたということは重く受け止めたいと思えます。例えば、9月のBSEの疫学チームの報告書を見ましても、報告書本体に書いてある結論と全体の要旨の部分に乖離があるのではないかと。これは委員の先生方とよく議論した上での報告なのかどうかというところが外から見ていると、要旨とのずれがあるというところを気にしているということで、それは編さん上で曲げたりという意味を言っているのではございません。改ざんしたという意味ではなくて、委員の先生方がよく議論した上での報告書の結果なのであろうかというところを気にしているわけでございます。

寺田委員長 私どもとしては、できるだけそういうことのないように、そのためにこれだけではございませんけれども、いろんな専門委員会で公開にして透明性をやるというのは唯一の担保になっていると思えますので。それはその過程におきまして、当然のことながら、行政の方、特に管理側に方はこういう方向がありがたいとか思っておられることはあると思えますし、新聞情報などいろいろ聞くことがありますけれども、幸いにして直接この委員会に何らかのプレッシャーは来ておりませんから、自由の立場でやっていただいておりますし、改ざんというのは撤回して下さってありがたいんですけれども、みんな

の議論が合っていないということは、最後のときにこれだけ時間をかけてOKを取って、もう一回それをみんなに見てもらってOKを取って、最後のところは全部の御意見を満足させたようなことではないと思いますけれども、今、言われたようなプロセスを取っていると思います。

もしかして、具体的にこれがおかしいのではないかとということがございましたら、また後ほどおっしゃってくださればありがたいと思います。

木村参考人 是非ともそういうところも議論させていただきたいと思います。

吉川座長 ほかに御意見、御質問ございますか。いいですか。

先生、1個だけ確かめておきたいんですけども、日本の代用乳は25%の高脂肪だと先ほどおっしゃいましたけれども、ヨーロッパとかアメリカは大体何%ぐらいの脂肪を含んでいるわけですか。

木村参考人 残念ながら最近ヨーロッパの代用乳を見てございませぬけれども、日本の場合はすべて25%というわけではなくて、高脂肪競争というのがございました。A社が高脂肪をつくったからB社もC社もという意味で高脂肪代用乳。これは自然の母乳に近いからということで25%ぐらいがよろしいということで日本ではあるんですが、アメリカでは20%でも高いと。15%ぐらいということを知っております。ヨーロッパでも多分そうではないかという気がいたします。

吉川座長 ほかにございますか。いいですか。

それでは、先生、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題として、たたき台についての審議に入りたいと思います。

前回に引き続き、リスク管理機関から追加飼料が提出されております。これについて確認をしていきたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いします。

梅田課長補佐 資料1を御覧ください。10月13日付けで、いつものとおり前回の御議論、また先生方からいただいた御意見を踏まえまして、管理側に資料の要請をしております。

その通知の一番最後に別添という形で1～5につきまして、項目を挙げて資料の要求をしております。

資料の要求のタイトルはこのようになっておりますけれども、具体的にこれまで議論された御意見等は事務局の方からも十分御説明させてもらって、周辺の情報も含めて、できる限りいただくように御説明申し上げたということでございます。

それを踏まえまして、資料2を御覧ください。10月21付けで、これは関係の課が3つにまたがっておりますので、3課長から私どもの評価課長あてに提出の文書が来ております。

厚労省からも同じ日付けでありますけれども、単独で併せて資料の方を提出されております。これがつづりの中にございますけれども、後ほど両省から御説明いただく中で触れられるかということでございますので、中身については両省の方からお願いしたいと思えます。

本日は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の杉浦課長。厚生労働省からは、食品安全部監視安全課の道野輸入食品安全対策室長にお出でいただいておりますので、中身について両省からお願いしたいと思えます。

以上です。

吉川座長 それでは、両省から説明をお願いします。できるだけ簡潔にお願いいたします。

道野輸入食品安全対策室長 厚生労働省でございます。

それでは、資料2に基づいて御説明いたします。資料の内容は以前口頭で御説明したようなことに追加的な情報が加えられたものが米国側から提出されていると御理解いただければと思います。

まず資料の3ページでございますけれども、「米国及びカナダにおけるBSE確認検査結果の判定体制について」ということございまして、4ページ。英文、和文ともに第2パラグラフのところを御覧いただければいいと思えます。

米国側の回答といたしましては「通常の検査およびバリデーションの手順に基づき、USDAの獣医師または細菌学者が監督および検査結果の妥当性確認の責務を負っている」ということで、結論としてはそういう委員会とか会議を設けて判断しているわけではない。「試験結果が陽性だった場合は監督者による検討の上で確定の判断をする。監督者は検査員の検査手順を検討して結果を承認する」ということで、この検査員の検査手順の検討のSOPにつきましては以前提出させていただいております。

次にカナダでございますけれども、英文の資料は5ページから始まっております。日本文につきましては35ページからになります。

35ページの日本文で御説明を申し上げますと、一応スクリーニング検査と言いますか、1次検査につきましてはプリオニクスによるウエスタンブロットのキット、またはバイオラットのELISA法が使用されております。

確認検査自体は国立外来性動物疾患センター、NCFADというところで確認検査を行っている。基本的な処方としてはIHC、免疫組織化学検査を使っているということですが、この際には30ないし40の組織片に対して10種類以上のモノクローナル抗体を使用するというごさいます。

次のパラグラフに行ってくださいと、ここには例のウエスタンブロットの取扱いについて記載されております。特に延髄の門部分が確認できない場合はウエスタンブロット、OIEのSAFウエスタンブロット法で確認検査を行うということさです。

更に迅速評価検査は先ほどの2種類の検査法ですが、それと免疫組織化学検査による検査結果が一致しなかった場合にもOIEのSAFウエスタンブロット法を実施するというごさいます。

36ページに表が出ております。ここにはスクリーニング検査については5つ出ていますけれども、実際に使われているのは上の2つです。確認検査につきましては、今、申し上げたことが簡略に書いてごさいます。

なお、補助的な検査として病理組織検査、プリオニクスのキットによるウエスタンも実施しているというごさいます。

資料の41ページになりますけれども「米国及びカナダのパッカーにおける、食肉検査官によりせき髄除去の確認について」。これは前回のときに、日本では枝肉の検査の際にと畜検査員が併せて、と畜場の従業員が除去したものについて、枝肉の検査の過程で確認をすると説明を申し上げまして、アメリカ・カナダではどうなのかということについて、改めて、アメリカとカナダに確認をいたしました。

英文の資料ですと、42ページの2と43ページの5辺りが回答のポイントになるわけさけれども、日本語の資料で言いますと50ページに仮訳がごさいます。

基本的なこととして以前も御説明しましたけれども、FSIS、農務省の獣医機関はHACCPプラン、SOP、その他基礎的な管理プログラムを実施するモニタリング・検証・記録保管・是正措置・再評価を当該施設が計画したかを検証する責務を負うということになっております。

5の方に移りますけれども、検査員なり獣医官なりというのはオンラインとオフラインと両方いるわけさです。基本的にはオフラインの検査員が検証を主にやるわけさけれども、特に枝肉の検査だとか頭部の検査の場合にはオンラインの検査員にもそういった機能が付与されていて、結論から言うと枝肉・頭部について一頭一頭検査員が検査をする際に、せき髄の除去、SRMの管理について確認をしているというごさいます。

5で書いておりますとおり、オンラインの検査員が個々の枝肉・頭部の検査を実施し、可食部のSRMを目視で認めた場合は、当該施設は枝肉または頭部のナイフによるトリミングが認められる。ここで改善措置を取らせるわけです。

それから、オフラインの検査員は獣医官または他のオフライン員にその旨を通報する。施設のSRM管理プログラムが不十分な場合である証拠が存在する場合。例示がありますがけれども、獣医官またはオフライン検査員はHACCP、SSOPによって工程の評価をするということになっていまして、以前御説明しました1,036件の不適正事例があったというものに関しても、こういった手続に沿って措置が行われているということでございます。

52ページ以降は、2004年1月9日に出ているわけですがけれども、12日付けで米国のBSE対策について規則が発効したわけですがけれども、その前段階で導入に際しての検証の手順について、農務省の食品安全検査局から現場の検査官に指示が出ております。内容の詳細については省略させていただきます。

カナダですがけれども、回答は58ページ。59ページは仮訳でございます。回答の前段の部分が重要でございます、下は4.6.1(c)というのは向こうの規則の抜粋でありますので、冒頭の部分について御説明いたします。

カナダ政府ではすべての枝肉について、せき髄は完全に除去されているかなど、カナダ食品検査庁、CFIAの検査官が慎重に検査をするよう求めている。この枝肉検査に合格しなければ食肉検査証が付与されることはない。枝肉にせき髄の残渣が確認された場合には、作業員が直ちに再処理を行い、その後、せき髄が完全に除去されたかを検査官が検証するとなっております。

厚生労働省の関係部分もすべて説明しようと思っておりますので、資料の110ページをお願いします。

これはUSDA、特にと畜場、食肉処理工場の検査官の数について、原因が一応回答がありましたので、お知らせします。獣医師が603人、検査員が1,825人です。

ちょっと日本語訳で「地域獣医師」となっているんですけども、これは誤訳だと思います。field veterinarians and inspectorsというのを地域獣医師と訳してしまったんだと思いますが、ここでは現場のという訳文が適切かと思えます。

118ページから後ろでございますけれども、日本向けの牛肉を処理すると畜場カット施設における日本向け製品とそれ以外の製品の区分けについてということで、幾つか前回御質問がございましたので、それについても照会をして回答を得ております。

内容としては、アメリカ側の回答が 119 ページから始まっているんですが、まず洗浄についてということですが、日本語訳で言うと 121 ページになります。

最初のパラグラフにつきましては、SSOP の策定、衛生実施基準に適合しなければならないというような制度的な説明がされております。

衛生管理の実施ということについては、総論ではそういう基準がございまして、中でも直接製品と言いますか、この場合では食肉だと思えますけれども、食肉に直接接触する、影響を及ぼす問題。例えば、SRM やそういう消化管の内容物とか汚染物とか、そういったものの作業手順については SSOP を設けなければならないというシステムになっているわけです。

そういった制度の内容がこの回答にはずっと書かれております。そういった中で、洗浄についても当然のことながら、その設備とか器具とか容器とか用具とか、そういったものについて、勿論、食品へ直接接触する面については SSOP が備えられております。

それ以外の設備だとか機械に関しても、結局はその SSOP という検証の対象に法律的にはなっていないですけれども、そういった手順というのが定められて、洗浄消毒というのが行われているということございまして、日本からアメリカに牛肉を輸出する場合の施設でもそうなんですけれども、米国側から求められているのは、まず熱湯によるいろんな消毒であるとか温湯による洗浄。勿論その洗浄台も含めて使用して洗浄するということが求められております。

資料の 123 ページ。次に日本向けと国外向けについての処理ラインを例えば、以前そのシフトごとに日本向けの区分して処理をすとか、そういったことが想定されますということをお説明したと思えます。

その処理ラインを時間が区分するにはどれくらいの時間を分けるか。具体的にどういうことをやるのかということについて照会をしました。回答としては後半部分がポイントになりますけれども、勿論シフトは一般的に 8 時間というのは 1 日 3 シフトという意味で 8 時間ということございまして。あるシフトから次のシフトに移行する際に、製品の区分けが必要な場合には区分けされた製品の製造が始まる前に、すべての製品と前に製造された製品由来の他の残留物が除去されていることを保証するために徹底した洗浄と衛生管理が行われる。

区分けが必要な製品を製造するまでが 8 時間以下の場合であっても、要するに同じシフト内ということだと思えますけれども、次に器具または設備を使用する前にすべての使用される器具、設備について清掃衛生管理が実施されるということで、日本向けの製品を処

理する前には決められた手順で清掃、洗浄等が行われるということでございます。

続きまして、124 ページ。「食肉の最終段階まで通した個別識別方法はどのようにものか」ということございまして、アメリカの回答の前半部分に関しては、その検査結果等々に基づいて F S I S が付けるタグの話をしています。

こちらの質問の趣旨はどちらかというところ、そうではなくて、日本向けのもの、そうではないものということがどう分けられるかということです。

後半部分にはその関係が少し出ています。「規則や製品/国ごとの詳細により要求があった場合には、F S I S はこのような製品が適切に区分け及び識別されることを保証/検証する。これらの識別手順は、と畜工程における枝肉若しくは枝肉の一部や動物、枝肉若しくは枝肉の一部から製造される製品の処理工程に適用される。ロットは、施設または検査局の保証の下で識別/限定される」ということになっています。

あと諮問時に添付させていただきました E V プログラムのベースになる Q S A プログラムという品質管理全般のルールがございまして、その中でもトレーサビリティを確保するというところで、順々にどの生体から最終的には製品というものが標識されていくかということ、そのトレーサビリティを確保しておかなければいけないということが併せて規定されておりますので、参考までに。

カナダ側の回答でありますけれども、125 ページ以降でございます。基本的にはアメリカと同じような区分の仕方ということを想定しております。

例えば、127 ページの第 1、第 2 パラグラフの辺りですけれども、月齢が証明された時点からパッキングされ、適切な表示がされる。日本向け枝肉及び肉製品が他の枝肉もしくは肉製品と簡単に区別できる必要がある。

2 パラの真ん中辺りですけれども、日本向けにと畜される牛は事前に分けられた区切りごとにと畜がされる。その分けについては週の数日、特定のシフト、特定のシフトの始めの特定グループというような形で、それぞれ場合によって異なるであろうということが記載されています。

私どもの方で提出させていただいた資料の概要については、以上でございます。

杉浦畜水産安全管理課長 引き続きまして、米国及びカナダにおける飼料規制。特に牛由来の油脂の状況について御説明させていただきます。

1 ページに戻っていただきたいんですけども、「記」のところでございます、3 の「『ブレミックス』の原料及び成分について」。

4 の「米国及びカナダにおける、牛由来油脂 (tallow、grease 等) を介しての牛の S R

Mが牛用飼料(代用乳を含む)に入らないシステムの存在及びシステムの詳細について」。

5の「米国及びカナダにおける、動物性油脂の生産量及び各国からの輸入量について」。

参考までに、1の「米国食品医薬品局が平成17年10月6日に公表した飼料規制改革案について」。

3の「米国及び日本における飼料用動物性油脂の区分について」。

4の「米国における代用乳の代表的な事例について」。

以上を今から説明させていただきます。

まず61ページを御覧ください。

前回米国から提出のあったホルスタイン用の飼料である「The current formula for Holstein Ration」の組成の中にプレミックスが1.5%含まれるとの記述がございました。その内容について御質問がございました。

米国に問い合わせましたところ、やはりその原料はそこにございますように、コバルト、銅などの6種類のミネラル、3種類のビタミンであるという回答を得ました。なお、米国の各州の飼料検査機関が会員となっている協会でございます、AAFCOという協会がございますけれども、この協会の定義では、最後の段落の2行目以降にございますけれども、「“premix” is defined as “ a uniform mixture of one or more micro-ingredients with diluent and/or carrier. Premixes are used to facilitate uniform dispersion of the microingredients in a larger mix.”」とございますように、一般にプレミックスというのは微量原料をふすまなどの賦形物質とあらかじめ混合しておき、飼料に混ぜて使うときに均一に混ざりやすくしたものでございます。

下から2行目にもございますけれども、禁止タンパク質、「prohibited animal protein」は含まれていないということでございます。

次に、米国及びカナダで使用されている動物性油脂がどのようなものであるのか。また、牛由来の油脂を介してSRMが牛用飼料に入ることを防ぐシステムがあるのかについてご質問がありました。

113ページを御覧ください。

「米国及び日本における飼料用動物性油脂の区分について」ということで、一般に用いられている定義を御紹介させていただきます。

まず米国のAAFCOの用語集によりますと、動物性油脂のうち凝固点が40度を超えるものがタロー、40度より低いものがグリースとされております。牛由来の油脂は通常凝固点が高いことから、タローの原料には牛が多く含まれ、グリースにはそれ以外の原料が多

く含まれると推定されますけれども、これらの言葉はいずれにしても原料で定義されたものではございません。

なお、米国が今月初めに発表しました、新たな飼料規制強化案の中では、タローを牛由来のレンダリング油脂と定義しておりますけれども、これはこの規定の中に限った定義であるということに注意する必要があるかと思えます。

右側の欄ですけれども、日本でははっきりとした定義はございませんけれども、一般には牛の脂身から製造したものがタロー、家畜家きの副産物処理に伴い発生するものがグリースと呼ばれております。

更に外食産業で揚げ物などに使用された食用の油をリサイクルして製造される油脂は、一般にイエローグリースと呼ばれており、これら3種類の油を総称して動物性油脂とっております。

次の114ページにございますように、我が国ではこの平成16年度のところを御覧いただきたいんですけれども、動物性油脂は主に豚や鶏の飼料に多く配合されているところでございます。

次に、米国及びカナダで油脂について、どのような規制があるか。また使用実態はどうかということでございます。

まず米国につきまして、63ページを御覧ください。

BSEに関する米国の飼料規制では、油脂は規制の対象とはなってございません。したがって、牛のSRMを含む原料から製造されたタローについて、不溶性不純物が0.15%を超えていても、法令上は代用乳を含め、牛用の飼料原料として使用しても構わないことにはなっております。

しかしながら、実態としてはお客さんからの注文に応じまして、品質証明を添付して提供しているわけでございますけれども、この63ページの第2パラグラフの4行目以降にございますように、仮訳では64ページの第2段落の4行目ですけれども、輸出用にも製品を輸出している会社で、同じラインで国内向け製品も輸出していれば、不溶性不純物が0.15%以下という、いわゆるプロテインフリーの基準が事実上満たされていると推定されます。

また、不溶性不純物の多い油脂は、機械での扱いに問題が生じるということで、一般的には不純物の少ないものが好まれて使われているという回答でございました。

カナダにつきましても同様に、動物性油脂は規制対象外でございますけれども、70ページの第2パラグラフ。仮訳では71ページの第2段落の6行目になりますけれども、特に代

用乳では品質の面から、いわゆるプロテインフリーの油脂が業界の標準であるとされております。それ以外の用途でもスプレーノズルが詰まるというような事態を避けるために、不溶性不純物のほとんどないものが好まれている。

仮訳にも第3パラグラフにもございますように、家畜の栄養供給上の理由から、動物性油脂は主には養豚に仕向けられている。経済的理由から不溶性不純物を多く含む動物性油脂が牛に使用されにくい状況があるという回答をいただいております。

次に、動物性油脂の生産量及び輸入量でございますけれども、68ページに米国での1993年から2002年までの非食用の動物性油脂の生産量及び工業消費量が示されております。

例えば、2002年ではSupplyのProductionのところを見ていただきたいんですけども、64億6,200万ポンド。メトリック法で言うと293万トンが生産され、そのうち右から2番目の列ですけども、23億1,400万ポンド。105万トンが飼料向けにされております。原料や仕向け先について、畜種別の内訳は把握されておられません。

次の69ページに米国の輸入量が示されております。縦軸に輸出国、横軸に年別が表示されております。年によって変動はございますけれども、毎年数万トン程度が主にカナダから輸入されております。

次に、カナダにおける生産量、輸入量でございますけれども、72ページを御覧ください。72ページに2003年の生産量、73ページに2002年の生産量を載せております。

72ページの2003年のデータを御覧いただきたいと思います。

縦軸に29か所のレンダリング施設が載っております。横軸にそれぞれの化製場が生産している品目が載っております。

右から4番目の欄に、反すう動物由来の動物性油脂の製造量。その1つ右の欄に反すう動物以外由来の動物性油脂の生産量。更にその右に、食用の油脂からリサイクルされるイエローグリースの生産量が記載されております。

反すう動物由来の原料とそれ以外の原料が混合され、製造された油脂は、反すう動物由来の方に整理されています。製造量は29工場の合計で、字が小さくて見にくいんですけども、反すう動物由来が31万トン。反すう以外由来が9万トン。イエローグリースが13万トンとなっております。

74ページに輸入量が示されております。縦軸に輸出国、横軸に年別が載っております。ここ数年を見ても、年間数万トンを少し下回る量が輸入されております。

少し訳文の修正がございます。71ページの第4パラグラフの部分ですけども、第4パラグラフの1行目に「通常、乳汁分泌初期の牛には制限があり」とございますけれども、

これは牛に限られておりというのが正しいので、訂正いただければと思います。

次に 77 ページ以降に、10 月 6 日に掲載された F D A による飼料規制強化案について、参考に添付しております。本日後ほど議論されます、たたき台の 10 ページにも既にまとめてございますけれども、F D A は昨年 7 月に飼料規制強化案について、パブリック・コメントを求めたわけですけれども、今回はそれに寄せられた意見も踏まえた規制強化内容を再度見直しております、昨年 7 月より利用を禁止する範囲が若干小さくなっておりますけれども、具体的には 30 か月齢以上の牛の脳及びせき髄。食用の不合格となった牛の脳及びせき髄が除去されていない牛の全体。今、申し上げました禁止原料から製造された機械回収肉。禁止原料から製造された動物性油脂のうち、不溶性不純物、0.15% を超えるものが飼料規制の対象となっております。動物飼料を問わず、飼料としての利用を禁止するという内容の強化案を発表しております。

最後に、前回の専門調査会で委員限りということで提出した、米国の代用乳の代表的な成分例につきまして、企業名、住所、成分の割合等を伏せることを条件に公表することについて、米国側の了解を得ましたので、改めて提出させていただいております。

資料の 116 ページでございます。

これは委員の先生方はもう既に御覧になっておられるかと思いますが、今回は傍聴者には非公開ということで配布してございませんでした。

以上でございます。

吉川座長 どうもありがとうございました。

後の議論の中でも確認していきたいと思いますが、特にただいまの説明に関して、現時点で確認しておきたいこと等ございましたら、受けたいと思います。

佐多専門委員 厚生労働省の方に 2 点確認なんですけれども、最初のページ 4 のところで、判定体制についてという質問に対して、こういうストレートな結果が返ってきているわけですが、実際、アメリカの 2 頭目についての事情はよく御存じだと思うんですけれども、これはほかの機関から指摘をされて、更に英国に持っていった場合に陽性になって、やり直したら陽性になったという経緯がありますね。

ということは、この文章自体で述べられているようなことは機能していなかったと理解できるんですけれども、そういうものに対するコメントというのは何も付いていないものなのではないかというのが 1 点です。一つずつ行きます。

道野輸入食品安全対策室長 2 頭目の確認経緯については、以前に米国側に照会をして、一応詳細な経緯は提出させていただいておると私も理解しているので、こちらで今回聞い

たのは、そういう専門家の会議で確認しているのか、そうでないのかということだけを聞いていますので、このような回答は致し方ないのかなと思っています。

佐多専門委員 わかりました。

もう一つは、124ページのところの個体識別に関してですが、これはカーカスとカーカスパートということであるんですけれども、内臓については何も書かれていないということでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 例えば、これは例示だとか、施設側がつくった基本的なプログラムの判断基準として、こう考えているということだと思いますので、実際に個々の施設で具体的にどのようなマーキングをやるとか、札を付けるとか、箱にどういう表示をするかというのは多少ばらつきがあると思います。やり方についてはです。

先生方は一度御覧になっていると思いますけれども、現行の米国の規制で30か月齢以上の牛だと判断されたものに関して、着色であるとかタグであるとか、そういったもので判別されておりましたので、そういったやり方を工夫して各と畜場ごとにそういうプログラムをつくるものと理解しております。

佐多専門委員 肉はいいんですけれども、内臓の方はどうですか。

道野輸入食品安全対策室長 内臓につきましては、恐らく腸は腸、肝臓は肝臓と現状の処理システムではまとめてしまうことになっていきますので、その前段で御説明いたしました、そういうシフトごとで区切っていかないと、なかなかその区分というのは難しいと思います。

それは具体的に言いますと、要するに20か月齢以下と証明される牛を処理する時間帯とかシフトとか、そういったものに区切って、その時間帯で処理された内臓に関しては輸出が可能だろうと、そういう管理をするのではないかと、私どもの方では想定をしております。

吉川座長 いいですか。ほかにございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

後半のたたき台の議論をする前に10分ぐらい休みましょう。そうしたら、この時計で45分まで10分間お休みということですよ。

(休 憩)

吉川座長 それでは、時間になりましたので、前回に引き続いて「たたき台修正三次案」という副題になっていきますけれども、これに関して議論を進めていきたいと思えます。

最初に言ったように、できれば結論部分を中心に審議していきたく思えますけれども、結論の前に結論を導くための「結論のために」という説明文を入れた方がいいということで、そういう文章も追加しました。

前の案では「おわりに」ということになっていましたけれども「おわりに」というよりも「結論への付帯意見」、附帯条項という格好の方が英語に訳してもわかりやすいし、意味もはっきりするというので、そんなふうに変えてあります。

「てにをは」を含めた見え消しの方もありますけれども、非常に見えにくいので、一応、本日は意見を含めたものを整理し直して配布してあります。

専門委員に配った後に、追加項目を含めて、かなり新しい項目をたたき台につけ加えたものとして、一部いっていると思えますけれども、大きな項目はブルーで書いてあります。

一部、各専門委員の中で、ここで議論をしてもらって文言を決めた方がいいのではないかとと思われるようなところは、赤文字にもなっています。それ以外のところは、大体黒文字で書いてある。そんな格好で見たいと思います。

先ほど事務局の方からありましたように「当日配布資料1」は、山内専門委員からこの間3回ほどたたき台を含めてやりとりがありまして、その経緯がすべて書いてあります。

金子座長代理の御意見。

甲斐知恵子専門委員の御意見。今日は、山内専門委員、甲斐知恵子専門委員とも出席できなかったですけれども、出席できないけれどもということで、意見をいただいております。一部、取り込んであるところもありますし、議論してほしいという格好で残っているものもあります。

横山専門委員からも意見をいただいております。

この意見書とは別に、山本専門委員あるいは佐多専門委員、横山専門委員、甲斐専門委員等に具体的な書き込み内容ももらって、既に書き換えてある部分もあります。そういった格好になっております。

全部を取り入れたわけでもないところもありますので、各専門委員は、ここは自分が指摘したけれども、直っていないというところがありましたら、補足あるいは指摘していただきたいと思えます。

それでは、資料3を見ていただきたいんですけれども、1ページ目に「伝達性ミンク脳症」と「慢性消耗病（CWD；Chronic Wasting Disease）」というものが2項目入って

おります。

全く今までこれに関して議論しなかったわけではない気もするけれども、正式に本委員会でこれについて、どのぐらいのリスクを米国及びカナダで考えるかということは取り上げなかったんですけれども、先般、座長及び副座長が国会に説明に行くときがあって、国民もいろいろ心配しているというような指摘がありまして、管理側からデータ、あるいは既に成文化されているもの、教科書等からデータをとってきて加えたということで、新しい項目が付け加わっております。あとは文字の入れ替えという程度です。

先ほど言いましたけれども、この見出しはちょっと本文と合っておりません。4は「結論のために」で、5が「結論」で、6が「結論への付帯意見」と本文の方は書いてありますけれども、ちょっと資料の行き来の間に古い資料にいたり、戻ったりしていたものですから申し訳ありません。そこは本文の方が正しいということです。

2ページ、3ページは専門委員からの意見は特にありませんでしたので、特に直っておりません。

文言とか事実経過の正確な部分に関しては、10月が11月になったり、21日が20日というようなところの多少の直しは事務局であったかと思えますけれども、4ページ、5ページはそれ以外に特に大きく直ったところはありません。

6ページの「リスク評価モデル」のところは、先ほど言ったように「伝達性ミンク脳症」と「慢性消耗病」の評価項目が入ったので変わっております。

「評価項目」の右の方の「と畜対象比較」「と畜処理の各プロセス」「食肉等のリスクの比較」というのは、前はタイトルがなかったりしたものですから、その項目についてのタイトルを付けたので、それを入れたという程度です。

8ページの「肉骨粉の輸入」で「1997年に欧州からの反すう動物の肉骨粉の輸入を禁止し、2000年には、欧州からの全ての動物種の動物性加工たん白質の輸入を禁止した」。これは何でしたか。これは前からなかったでしょうか。入れたんでしたか。事実を一部書き加えたんですね。

梅田課長補佐 この部分につきましては、輸入に関わる規制が抜けていたということがございましたので、一部書き加えております。

吉川座長 肉骨粉の輸入に関して、規制があったということを書き加えたということですか。いいですか。

9ページは「動物性油脂の輸入」ということで、先ほど木村先生の説明にありましたけれども、95、96年から後のA社というものの原料の主なものがオランダから出たという事

実がありましたので、特にオランダからの動物性油脂という格好で聞き取りをしていたんですけれども、前回議論の中でそれ以外の国からの実績という質問がありまして、先ほど管理側が説明した輸入実績の表をここにまとめてあります。

したがって、前回までは我が国はオランダから 1990 年代に 1,245 t 輸入していると。アメリカ、カナダはオランダからの輸入実績はないという評価だったんですけれども、米国はオランダからの輸入実績はないと。

94 年以前のその他の欧州からの輸入実績は不明で、95 年以降はデータがそろっているわけですけれども、その実績では、先ほど見たようにほとんどがカナダからの輸入であると。カナダ以外では、欧州からの輸入の総量が 643 t。そういうふうにするなら、アメリカは日本のヨーロッパからの輸入のちょうど半分ぐらいになります。

アルゼンチンからは、99 年と 2001 年に 3,000 t と 2,000 t というかなり大量な輸入をしていますけれども、アルゼンチンはオーストラリアあるいはニュージーランドと同じように、一応 G B R の評価では正常国扱いのレベル 1 になっていると。そのほか、メキシコ、ニュージーランド、パキスタン、中国から少量の輸入があると。

カナダからは、ほかのものと同じように大量の移動があるわけですけれども、米国の侵入リスクに大きく影響したとは考えにくいので、現時点では考慮しないと。

カナダは、やはりオランダからの輸入実績はないわけですけれども、ここも 94 年以前のその他の欧州からの輸入は資料がないということで、95 年以降の輸入実績はとってあるわけですけれども、ほとんど米国で、それ以外の欧州等からの輸入総量は、大体 100 t 未満ということで、単純に比較すれば 12 分の 1 ぐらいになります。

米国からの油脂は、非常に多いわけですけれども、これは米国と同じ扱いで侵入リスクについて、大きく影響したとは考えにくいので、考慮しないとっています。

最後の文章は「動物性油脂に由来するリスクは米国およびカナダより日本のほうが高いと考えられる」と。ここは最初からあった文章をそのまま残したわけです。

実際の輸入量については、肉骨粉、生体牛と同じように、後で添付資料の方に輸入実績の数量を書いてもらうということになります。

これについては、どうでしょうか。とりあえずいいですか。もし問題があれば、また後で議論するとして、とりあえず事実を追加したという格好です。

10 ページのところは「パブリック・コメント募集を実施したが、2005 年現在これらの規制は実施されていない。このことから、米国では現在も交差汚染が完全には防止されていないと考えられる」。青くなっていますけれども、ここまでは前の文章そのものです。

先ほど、管理側の説明にあったアメリカの今後の対応ということで「なお、2005年10月4日、FDAはBSE飼料規制改正案を公表。この改正はBSEの媒体となり得る高リスク部位について食料及び全ての動物に対する飼料としての使用を禁止するものである。禁止される高リスク部位とは30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄、検査を受けていない、または食用として適合しない全月齢の牛の脳及びせき髄、牛の脳及びせき髄が除去されていない、検査を受けていない、または食用として適合しない牛、本規制により禁止された部位に由来する、0.15%以上の不溶性の不純物が混合している動物性油脂、本規制により禁止された部位由来の機械的分離肉。2005年10月6日に連邦官報に記載し、75日間のパブリック・コメント後、意見集約して実施予定」。これも現時点の情報を書き込んだというだけです。

山本専門委員 これは、先ほどの資料2の76ページのプレスリリースの説明の中にありましたけれども、2番の(1)~(5)までが~として書き込まれているはずなんですけれども、ちょっと文章が合わないんです。

今日いただいた76ページの資料に沿って、書き換えていただくと正確になるのではないかと思います。特にの「検査を受けていない」というのは、ちょっと問題があると思います。76ページは「検査の結果、人の食用に不合格となった場合には」という文章になっております。

吉川座長 「または食用として適合しない全月齢の牛の脳及びせき髄」。この概要の方が日本語としてはわかりやすいですね。この文章の方は、そのまま事務局で直訳を入れてくれたんだと思いますけれども。

わかりました。ここは76ページの(1)~(5)までのところを、少しわかりやすい文章にして入れます。

11ページの下線部分は、前に数倍高いという議論があって、数倍とは何倍だと言われて、3年で2分の1にもっていくルールで、アメリカはそのまま延長していかざるを得ないし、日本は2001年から後、規則を厳しくしたので、3年で2倍以下に下がって、その差が3になっているという説明しかできないということでした。

山本専門委員 この場合「現時点で20ヶ月齢以下と考えられる2004年以後の生まれの牛」と書いてあるんですが、日本の牛も20ヶ月齢以下の対象とした場合に、数倍高いということを行っているわけですね。

吉川座長 そうです。

山本専門委員 全体と比べる場合には、今はもう少し差が少なくなるのかなという気が

しますけれども、どうも日本の何か月齢の牛と比べたのがうまく表現できていないのではないかと思います。書き加えてはいかがかと思います。

吉川座長 ここはその説明をわかりやすいように、もう少し文言を考えます。

12ページは、先ほど言いましたように、項目を2つ書き加えています。

その前の「危険部位（SRM）の利用（レンダリング）」に関して「SRMの飼料利用禁止については国際調査団も強く勧告している」とあります。これは事実ですけれども、事実として入れておいた方がいいということです。特にいいですね。

先ほどの5項目はもう少し文章を練るということでしたけれども、10月4日、高リスク部位についての食料、すべての動物に対する飼料としての使用を禁止するという飼料規制のリアルバーンに近い改正案を公表したということです。これは事実です。

「伝達性ミンク脳症」と「慢性消耗病」についての記載ですけれども、伝達性ミンク脳症は「米国及びカナダにおいては、BSE以外のTSEとして伝達性ミンク脳症（TME）の発生が認められている。原因としては餌として与えられていた羊からスクレイピーに感染したものとみなされてきた。他方、ダウナー牛が餌として与えられていたことから、米国ではそれにより、TMEを起こしたのではないかという議論もある。しかし、米国でのTMEの発生がまれなこと、1985年にTMEが発生した米国の農場では、過去数十年にわたり病牛や殺処分された牛の内臓を与えてきたが、それまではTMEの発生が認められなかったことを考えると、仮に米国に当時からTMEの原因となるような牛が存在していたとしても非常に少なかったと考えられている。さらに、1997年にミンク由来たん白質を牛に給与することが禁止され、TMEは牛や他の反すう動物にほとんどリスクを与えないとされている。以上の知見を踏まえ、現時点において米国・カナダで2004年2月以降に生まれた牛のTMEによるリスクは非常に低いと考えられる」という分析になっています。これに関して、多分見られたのは最後のたたき台ですから、意見を聞く時間はほとんどなかったんですけれども、かなり小野寺先生と山内先生の書かれた教科書と基のデータからとってきたんですけれども、小野寺専門委員どうですか。

小野寺専門委員 これはマーシュという人が書かれた論文で、牛の内臓しか例のミンクが食べていなかったということで、そういう議論が出てきたと思うんですけれども、少なくとも状況証拠なわけです。ですから、現在TMEがないということもあるし、恐らく現在TMEの基になる何かの牛かどうか知りませんが、そういうものがあるということは、私はちょっと考えにくいと思っていますけれども、たしかマーシュの論文も随分昔の論文だと思います。一応、禁止になっている。マーシュの論文はかなり昔です。たしか

20年ぐらい前の論文だと思いましたがけれども、そういうことであれば、この文章でよろしいと思います。

吉川座長 いいですか。

牛も似たような並びですから、両方併せて考えてみてほしいと思いますけれども、Chronic Wasting Disease は「米国及びカナダでは、ミュールジカ、アカシカ、ヘラジカに伝達性海綿状脳症の一種である慢性消耗病（CWD）の発生が認められている。

英国での経口伝達と接触伝達による牛への感受性に関する研究では牛にBSEの症状は見られていない。また、1997年の反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止により、反芻動物飼料用に動物をレンダリングする施設はシカとヘラジカの受け入れが禁止されている。以上のことから、現時点において米国・カナダで2004年2月以降に生まれた牛のCWDによるリスクは非常に低いと考えられる」ということです。

北本専門委員 2行目の「英国での経口伝達と接触伝達による牛への感受性に関する研究では牛にBSEの症状は見られていない」というのが、全然科学的な文章ではないので、何を摂取して、何の症状が見られていないのか。それはCWDの項目に書く必要があるのか。これは具体的に英国で何を摂取したんですか。

吉川座長 これは、多分教科書からそのままではないかなと思うんですけれども、違いますか。これはどこからあのとき引いたんですか。

梅田課長補佐 やはり小野寺先生の書かれた本からとりました。ちょっとお待ちください。

北本専門委員 ちょっと調べてもらっている間にコメントしたいんですけれども、アメリカにおけるCWDの状況というのは、我々が考えている以上にすごいことなので、早々軽々に何々の求めに応じて、ここへコメントするというわけにはいかないのではないのでしょうか。

吉川座長 私も外国にいたときにこれをもらって、ミンクの方は非常にスポラディックであれなんですけれども。

北本専門委員 TMEは、ほとんど実験的なモデルとして使われている程度で、科学的には非常に重要な系だと思っただけなんですけれども、CWDの方はむしろ大問題になるかもしれないものはらんでいるわけでしょう。そうそう軽々には言えないと思うんです。

吉川座長 そういう点で言いますと、CWDが実際、罹患牛がどの程度、本当はレンダリングに入る可能性があるのか。それが本当に牛に飼料として、あるいは伝播する可能性があるのか。牛で本当に感受性を持ってデータが。

北本専門委員 だから、その根拠になるような文章ですから、逆に言えば、その感受性とかはこれで否定しているわけでしょう。だから、非常に重要なので。

吉川座長 小野寺専門委員、わかりますか。

小野寺専門委員 私の文章ではやらなかったんですけども。

梅田課長補佐 済みません、これはウィリアムというワイオミング大の先生が書かれた論文から引っ張っております。そこの記述を読み上げますと、CWDの宿主域について書かれたところでありますけれども、経口伝達と接触伝達による牛の感受性に関する現在進行中の研究では、これは当時、2003年の論文ですけれども、暴露後5年以上の結果として陰性であるということ。それから、コロラド州とワイオミング州のCWD発生地域に生息する牛の定性監視結果については、1991年以降、陰性であるということ、いずれもウィリアム、同じ論文のオーサーですけれども、それがこの中では未発表データということで記述されているものを引用したものです。

吉川座長 どうぞ。

金子専門委員 2002～2003年ごろだと思うんですけども、米国の研究者数人と専門家と話し合う機会がありまして、米国での最大関心事はCWDであって、今後、研究規模を拡大し、研究費も大幅に増額するという話をしておられたので、コンクルーシブな結論が出たとは、私も考えない方がいいと思うんです。

例えば、レンダリング云々のところで、これも今回の牛そのものにも関係しますけれども、こういった前提が守られれば可能性はどうだということと言えるかもしれない。しかし、それもあくまでも仮定の話だと。それ以上のことは、このCWDに関しては何も言えないと私も思います。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 恐らく、今、エリザベス・ウィリアムズのデータがありますね。恐らくCWDのことを言われていると思うんですけども、それに関してはエリザベス・ウィリアムズは国際学会などでも来ていたということもありましたし、だから、もしそういうことの引用があるのだったら、それも入れておいた方がいいのかなと思っているんです。

もう一つは、確かにCWDに関してはBSEの前の最大の関心事であったので、米国のアイオワのAmesでも随分いろいろ、シカの材料を牛に感染できないかとか、そういう実験をやっておられたように、私も見学したので、思います。

ですから、できればそういうところで何か中間報告というものがあれば非常にありがたいということですけども、これは聞けばわかるのかなと思います。

吉川座長 わかりました。これに関してはもう少し資料をちゃんと当たって、時間がなかったものですから、言い訳になりますけれども、先ほど言ったシナリオがどの程度成り立つのかを調べてくれという外国からの命令のまま終えてしまったものですから、言われるとおり、米国はかなり関心事ですし、たしか韓国は中に輸出したシカでも出たというような話があって、またそこから戻って調べていたと思うので、どのくらいの流行規模で、どのくらいのものなのか。それから、どのくらいの規制でそういうシナリオが本当に成り立つのか、成り立たないのか、少し事実を調べて、もう少しここに関しては事実を加えた上で書くということにしたいと思います。

どうぞ。

北本専門委員 加えさせていただきますけれども、エリザベス・ウィリアムズは去年仙台でやった会に来てくれて、物すごい流行だということを彼女はしゃべってくれました。残念ながら、12月末に亡くなったんです。ですから、未発表のデータであれば、彼女のデータとしてはずっと未発表になってしまう。だけれども、CWDはUSDA関連の研究所で物すごくされていますので、サーチすればいっぱい出てくると思います。

ただ、数行でくくれるような問題ではないというのを認識していただきたかったということだけです。

吉川座長 どうぞ。

見上委員 北本先生、ちょっと教えてください。大問題というのは、シカから牛に行くのが問題なのか、シカから人に行くのが問題なのか、何が問題なんですか。

北本専門委員 量なんです。

見上委員 シカの間だけの病気であるのか、それとも「食品安全委員会」での評価で、要するに、これは飼料に行くのではないかという話ですね。だから、シカから牛に行くという科学的な根拠があるんですか。

北本専門委員 科学的な根拠は、今のところ全くないんです。ただ、この前の9月のWHOの会議でもアメリカ側の代表者がシカ肉の摂取歴のあるクロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんを20例近くだと思えますけれども、フォローアップしているんです。ですから、科学的に因果関係のあるという根拠は全くありません。ただ、重大関心事としてWHOでもフォローしているということです。

ですから、もうちょっと正確に言いますと、CWDから牛へ行くのかというのは不明ですし、CWDから人へ行くのかというのは不明です。ただ、シカの肉を摂取歴のあるクロイツフェルト・ヤコブ病の患者さんのフォローアップを重要視しているだけです。

金子専門委員 要するに、不明ですからリスクは非常に低いと言えないということですね。

北本専門委員 私は、それだけです。

吉川座長 米国がかなり気を使っていることは事実で、実際、このシナリオの中で、先ほど言ったように、シカ、牛、人という本来ここでリスク評価をするものにどういう事実があって、どういう規制をされているのかをもう少し正確に、実験データも含めて記述した上でリスクを図るということでいいですか。

どうぞ。

堀内専門委員 もし、そうであるならば、羊のスクレイピーというのは当然入ってくることになってしまうので、その一文があってもいいのかなと思います。

もし、事実を並べるという意味であれば、当然ながらBSEのサーベイというのはOIEの方でもしっかりうたっていることなので、加えてもいいのかなと思います。

吉川座長 どうぞ。

見上委員 それと、確かに日本人はそんなにシカは食べないんですけども、アメリカ人は結構シカを食べるんです。ヨーロッパの人も食べるし、珍味ですから。

だから、事実関係がないので、だけれども危険の可能性があると入れ出すと、今、堀内専門委員も言ったように、スクレイピーは200年の歴史があって、人に行かないと言われていたからここに入れていないと思うんです。だから、そういうことを入れ出すと大変で、ただ2～3行で済む話ではないので「食品安全委員会」、更に「プリオン専門調査会」を1年続けても結論は出ませんよ。

吉川座長 どうぞ。

金子専門委員 私が先ほど申し上げたことは、まだ不明な点はあると。ただ、今回の諮問全般を通じてそうですけれども、例えばレンダリング、動物への給与禁止が守られていると仮定すれば、それはリスクはどのぐらいということは言えるかもしれないということを申し上げたわけですから、何もCWDの全容解明を待つ必要はないわけです。そうであれば、今回の諮問全体そのものが意味を成さなくなりますね。

そう考えると、だからそのところをきちんと書いて、要するにCWDのリスクは低いというのは言い過ぎだということですから、この文言を変えていただくと。わからない部分はわからない。ただし、今回の実際の管理においての問題点は、こういう前提であればこうであるという今回の諮問全体を通じた流れに乗ってやればいいだけのことです。

だから、そうでなければ今回の諮問そのものが全く意味を成さなくなる。そのことは、

後で結論で話すべきことですので、私はこれ以上ここでは言いません。

吉川座長 今、いろいろな意見が出ましたけれども、確かにそういうシナリオで言うなら、時代背景からも規模からも当然スクレイピーの方がミンク何ぼのもんじゃないということになるのは明らかだと思うんです。当然そうなれば、日本も北海道に入ってから決してエラディケートしているわけではなくて、今でも現存しているわけで、日本についてのスクレイピーをどうするんだという議論もやるのかということになってくるんですけれども、どうぞ。

梅田課長補佐 そういう意味では、このTMEとCWDについてはアメリカの日本と違う特記すべき状況として指摘のあったものだというふうに理解しておりますので、今、座長がおっしゃられたように、この2つについては特に事実関係をもう少し先生方に御意見をいただいて、整理をした上でどう評価するかということについては話し合っていたかのように整理をし直したいと思います。

北本専門委員 入れる入れないも含めてですね。今日ここに突然入ってきたので、私はそういうコメントを出したんです。そうそう軽々にはというのはそういう意味なんです。

ですから、ここで入れるのは私も唐突だという気がするんです。どうかなという気もしましたので。

吉川座長 どうでしょうか。とりあえず、事実をもう少しサイエンティフィックにちゃんとCWDについて疫学、感染実験、それから規制とコンプライアンスがわかれば、その辺をちゃんと書き出した上で総合的に評価するということがいいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 では、そうしたいと思います。

どうぞ。

山本専門委員 この「国内牛の暴露・増幅リスクシナリオ(モデル)」というタイトルが、どうも米国もしくはカナダの国内というような感覚でとらえられることが多いのではないかと懸念しているんですけれども、これは一般のという意味で、もう少し国内といたしますか、モデル国内のとか、そういうことではないのでしょうか。

吉川座長 私、前のときにもそう答えたんですけれども、放っておいてもいつかは消えるという楽観論に対して、必ずしもそうでないという議論が委員会の中であって、ではどういう場合にどういうことが起こるんだ、どういう場合に減っていかないんだということをやはり自分たちあるいはアメリカについても、自分たちはこういうリスクも考えたということ発信しておくことは決して悪いことではないと思うわけです。

山本専門委員 書くこと自体には反対していませんけれども、これはいかにも特定の国があるかのように誤解される方がいるんですが、一般論として書かれているということがわかっていただければそれでいいんです。

吉川座長 なるべくわかってもらえるように語句を考えますけれども、あまり楽観論に先走られるのは避けたいという意思があるので、具体的に見直しをやるとすれば特にどういうふうにしたらいいと思いますか。

かなり漠然と「国内牛の暴露・増幅リスクシナリオ」というので、もしSRMを使い続けるなら、ある頻度で不幸なシナリオの場合は増幅してしまうし、規制がちゃんと行けば本当に減っていくかもしれないし、行かなければ不定期的に勃発するかもしれないということを一つのモデルとして警告しておいた方がいいだろうということです。わかりました。

北本専門委員 恐らく、例えばこれを英訳するときに、国内牛というのはジャパニーズなのかと誤解されるのではないかというふうな御意見ではないですか。例えば、そういう特定の国を想定したわけではなくてという意味でしょう。

山本専門委員 そうです。

北本専門委員 例えば、モデル国内のとか。

吉川座長 でも、実際上はアメリカとカナダが頭にあって書いてはいるんですけれども、別に日本のことを書いているわけではなくて、一般論として本当にSRMを飼料から排除しなかった場合にはそういうリスクは残りますということなんです。

梅田課長補佐 そうしますと、一般的にタイトルを「国内牛」となっているものを「BSEの暴露・増幅リスク」にしてしまえばいいのではないですか。

吉川座長 そうですね。では、一応そういう題名で。

山本専門委員 勿論、アメリカ・カナダに適用した場合にこういうことが起こり得るというのを前提としていることは私も承知しているわけですが、英語に訳したときにどうするのかというのがあります。

吉川座長 わかりました。では、それはそういうふうに変えていきたいと思います。

15ページのサーベイランスのところは、米国で導入されるウェスタンプロット法の詳細な検査方法についての文書はまだ提示されていないんですから、このままでいいですね。

それで「我が国で実施しているWB法のようなより感度の高い方法を用いれば、報告よりも多くのBSE牛が摘発されていた可能性も考えられる」。これはこれでいいと思います。いいですね。

次の 16 ページですけれども、I H C、免疫組織です。「ただし、サンプルの状態により解剖学的に脳幹部（門部）が特定できない場合や、迅速検査と I H C 検査の結果に相違がある場合は W B 法が用いられる」。これはこれでいいですね。

17 ページ「米国およびカナダのみならず、世界の各国ではサーベイランスの対象数および検査法の追加によるサーベイランスを強化することによりあらたに B S E 牛が摘発されるという事実は明らかである」。これも事実だと思います。これはいいですね。

20 ページの「この外挿データを用いる場合には、そのことを考慮すべきであろう」。これは、あまり参考にするなど言いつつ参考にしているのではないかという意見があって、最後は結局、参考にとどめて、実際には侵入リスクの方から外挿することをしましたけれども、やはり裏づけとして使っているのです、ただすごく厳戒に注意しろということを上述べたので、もし外挿データを用いる場合には、そういう非常に制限のあるデータなんだということも考慮すべきであろうと文章を変えたんです。

この赤の表は、議論してほしいということではなくて、前から赤だったところですよ。済みません、表の中はもう黒でいいかと思います。

2.4 の「SRM を利用していることと飼料の交差汚染防止が完全ではない点を考慮すると、米国・カナダにおける曝露リスクは日本より高いと考えられる」。「悲観的には 10 倍くらい」というのが先ほど楽観的が 1.5 倍、悲観的 7 倍。しかし、国内のものがとまっていなかったからといって上乘せして少し高いたらというのを 10 倍というふうに一応数字を入れてしまったんですけれども、本当に 10 倍でいいかというのが、この前、山本専門委員の方から出て、私も答えに窮して、あれは素直に 7 倍以上と書いておいた方がいいですかね。1 ~ 7 で、それより高いということですから、ちょっとここの表現はもう少し考えます。一応、7 倍以上である可能性が考えられると。

それから「B S E の汚染の割合で比較する」。これは、不用意に絶対リスクに対して相対リスクという言葉を使ってきたので、絶対に対して相対と言ってきたんですけれども、これは 100 万頭当たりの汚染割合と言う方が正確だということで、ほかのところも「B S E の汚染の割合」と「相対」というところを直してあります。

「したがって、今後のリスク評価には、米国およびカナダにおけるサーベイランスを、対象および数また検査法を含めて、さらに強化しかつ継続することが重要であると考えられ、わが国のリスク管理機関による米国とカナダのサーベイランスデータの恒常的把握が必要で、それにもとづいたリスクの再評価があり得る」。これはだれかが書いてくれました。

サーベイランスはそのとおりだと思います。同じようなところは、多分、最後の補足のところにも出てくるとは思いますけれども、これは残しましょう。

リスク評価の方に入って「A40解析データ報告では」。これは、この前、北本専門委員から質問が出た、実際99%の信頼で、何%とは何だと言って、実際のデータとしては表に書いてあったのを文章にただけです。

A40の4,500頭のを対象としたもので、実際の結果として21か月齢の牛237頭の枝肉は、すべてA50以上になって、A40以下と評価されたものは含まれなかった。それから、18か月から21か月の牛、1,748頭の枝肉はすべてA50以上と評価され、A40以下と評価されたものはなかった。そうした結果からということで、先ほどのに戻ると、追加データをすると、その数は0.95%以下に減少した。これはそのとおりです。

あ那时候、表を入れたらいいのではないかと行ったんですけども、この文章でいいですか。

北本専門委員 はい。わかりやすいです。

吉川座長 それから、と畜頭数で「カナダでは年間と畜頭数約430万頭のうちほとんど（約80%との報告もある）（具体的な割合は不明）」と2つありますけれども、80%、これは甲斐（諭）専門委員が書いてくれたんですか。80%が事実であれば「約80%との報告もある」で、もしそういう文献があれば何か報告書に入れておいていただいてもいいかもしれませぬ。

要は、大半が20か月以下というカナダの場合は、アメリカもそうですけれども、日本と少し違うということです。

それから、24ページのSRMの除去ですけれども、ここに山内専門委員からSRMの除去に関して、前回まで日本はSRMの除去をすると、米国・カナダはという書き出しで30か月以上についてやるけれども、日本向けプログラムでは全頭からするということを書いてありますけれども、それについてもう少し2項目細かく付け加えた方がいいということで意見が来て、ここに書き込んであります。

それは「日本では、2001年9月のBSE発生直後、脊髄吸引装置が利用できなかったため、背割り後に脊髄を除去し洗浄する手段が採用された。脊柱での脊髄組織の残存がないことは、全頭についてと畜監視員により目視で確認されている。この手段による脊髄除去の有効性は、厚生労働省の研究班による神経組織固有蛋白（GFAP）をマーカーとした試験で確認されている。その後、背割り前の脊髄吸引方式が普及し、現在は、91.9%（2005年1月の時点）のと畜牛について行われている。これらの牛についても、上記のと畜検

査員による脊髄除去確認が行われている」。これが日本の現状です。

それに対して「米国では、規則により30ヶ月齢以上の牛での脊髄除去が義務づけられているが、日本向けの輸出プログラムでは、全頭について脊髄除去と枝肉洗浄が行われた後、食肉検査官による確認が行われることになっている。脊髄除去は、背割り後に2 - 3人の従業員が吸引機により脊髄を除去し、枝肉を5 - 6回温水または冷水で洗浄する方式で行われている。脊柱への脊髄の残存がないことは従業員が目視で確認している。この脊髄除去手段の有効性についての科学的検証は行われていない」という、この2項目をここに要めた方がいいのではないかという意見で、これは前のたたき台のときに、各専門委員に送ったときに既に入っていましたか。

甲斐（諭）専門委員 このところは入っていないのではないですか。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 1つ、厚労省に聞きたいんですけども、以前G F A Pをマーカーにして残存している云々というのをやったときは、目に見えない汚染というのがどの程度あるのかというふうな検査法ではありませんでしたか。

つまり、91.9%取れているということは、あくまでも目視。それから、目に見える脊髄のものではかっていなかったか。それで、この文章を読むと、日本側はG F A Pですべてチェックしている。アメリカはそれをやっていないではないかというふうに見えますけれども、そうではなくて、G F A Pというのはあくまでも目に見えないんですけども、脊髄組織が散らばっている、汚染しているのをチェックできますという研究だったような気がするんですけども、いかがでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

道野輸入食品安全対策室長 北本先生がおっしゃるとおりなんですけれども、何かいろいろごちゃごちゃしていてよくわからないところもあるんですが、1つは2001年のときの、要するに洗浄で、日本の場合、基本的に1回しか現場では洗浄していないということもありまして、脊髄をあらかじめ除去しなくて背割りをやっても大丈夫かという趣旨で確認をして、洗浄による効果があるということを確認したというのは実験の話としてあります。

それから、この91.9%というのは、書いているとおりだと思っんですけども、脊髄吸引の機械を入れているところは枝肉ベースで恐らく91.9%取っているということだけで、枝肉に汚染がないのが91.9%という意味ではないんです。その辺がずっと読むとなかなか頭に入らないかなという感じがあるのではないかと思います。

現状はどうかといいますと、日本では前回の国内規制の見直しの一環として、そういう

1回での洗浄方法についてしっかり評価をする目的で、評価のためにそのG F A Pを使って現場で検証をしてくださいということを言っています。

ただ、勿論、強制ではないんですけれども、可能なところはやってくれということで、実際、今年の上半期に1回調査をしまして、今、結果については一応整理ができておりますけれども、必ずしも全部のと畜場でそこまでやっているわけではありません。

ただ、いずれにしても最低基準としてやはり考えているのは、目視の段階でそういった脊髄の破片とか、SRMに由来する部分が枝肉なり可食部分に残らないということが、やはりルールとしては最低限確保しなければいけなくて、その点においてはアメリカも日本も、その線は同じというふうに理解しています。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 そうすると、さっき北本先生がおっしゃられたように、この文章だと毎回と畜場において検証なされているように受け止められかねないということについては、実態としてはそうでなくて、ここに書いていますように、方法についての検証においては導入に当たってこういう検証が行われたということで整理すればいいですね。わかりました。

吉川座長 どうぞ。

甲斐(諭)専門委員 アメリカについての部分の「枝肉を5 - 6回温水または冷水など」ではないでしょうか。もうちょっといろんな薬品でやっているみたいで「など」が入った方がいいのではないかと思います。

それからずっと来て「この脊髄除去手段の有効性についての科学的検証は行われていない」。このくだりがよくわかりません。

北本専門委員 ここがひっかかってくるんです。だから、同じ目視でするのであれば、同じグレードでしょうというふうに、ただ定量評価はしていないというのだったらわかるんです。

吉川座長 確かに、このまま読むと日本は毎回、最低限、大半のと畜場でかなりの頻度で検証して、科学的なデータを取りながらやっているし、アメリカは1回もやっていないではないかという印象を受けるけれども、実際には導入に当たって研究班で1回調べたと、それが事実だということですね。厚生労働省、そういうことですね。

道野輸入食品安全対策室長 はい。

吉川座長 わかりました。これは山内専門委員が書き足してくれたところなので、少しその辺の正確な情報も山内専門委員の方に伝えて、あまり後で変なことにならないで、日

本はそう言ったけれども、本当はやっていないではないかと、そんなものを差にするなどということのないように事実確認をした上で文章を少し考えます。

どうぞ。

佐多専門委員 あと、その前の文章ですが、アメリカのところの3行目「脊髄除去は」というところから、この文章もすべてがこういうふうに行っているわけではないですね。

「背割り後に2 - 3人の従業員が」と、本当に2 ~ 3人いるのかということ、本当に吸引しているのかというのは、たしか吸引していないところもあるはずなので、このやり方がすべてというわけではないと思います。

吉川座長 そうですね。全部ではないと、あるいはここも少し事実に合わせて。

甲斐(諭)専門委員 その部分は、多分、私の文章ではないかと思うんですけども、すべてかどうかと言われたら、ではどこを基準にしているかということになってしまって、アメリカ全部を調べた後で書くのかということになっているのではないのでしょうか。輸入対象の主要な施設について書いたのです。厳密にはわかりませんが、多分、この文章は私ではないかと思いますが、そういうことで非常に前回問題になったような安全性ピラミッドの一番下のカウミートを扱っているような零細のところはよくわかりませんが、そういう意味では全部のことを文章に書くのかということになると困難ではないでしょうか。

吉川座長 あるいは、それなら主要なパッカーではということでもいいですか。

甲斐(諭)専門委員 輸入対象施設に限定して書けばいいと思います。

吉川座長 それから、H A C C Pのところは、特にS S O PとH A C C P等の説明と、日本はH A C C Pの方は義務づけていないけれども、カナダ・アメリカはS S O PとH A C C Pを文書化し、記録を保存しているという事実が付け加わったということです。

それから、食肉等のリスクの比較ですけれども「混合防止措置をとる必要がある(米国及びカナダの日本向け輸出プログラムには20ヶ月齢以下の牛から得られた枝肉及び食肉は、月齢が決定された時点から、製品が梱包・表示されるか、当該枝肉が施設から搬出されるまで、他の枝肉や牛肉製品から容易に識別できるようにされることと記載されているが具体的方法は明示されていない)」。これは、甲斐専門委員からの意見をここに書き込んだんですね。

先ほど各専門委員の意見がありましたけれども、甲斐専門委員は今日出られないということ2点。

1つはここにあるように上乗せ規制と言っているけれども、上乗せ規制の具体的なそれ

その方法についての記載とその比較がないではないかというところですが、先ほど金子専門委員が後で言うと言いましたように、これを評価するに当たって新しく取られる規制の遵守に関して、それを評価の対象にするのは無理で、管理機関が責任を持って守らせるという前提で評価するというので何回か行き来をしながらやってきているんですけども、上乘せ条件についての個々の条件をここで全部考えられるものを取り上げて、具体的にこうなさいということをやっていく必要があるかどうか、あるいはできるかということもなんですけれども。

これは管理機関に具体的にどういうふうに、先ほどありましたけれども、色を付けるとか、タグを付けるとか、マークをすとか、箱を変えとか、シフトをどうすとかという幾つかのあれが出ましたけれども、これは実際に輸出規制としてやるときに管理条件として査察なり、システムの構築について管理機関側が確認をしてもらうしかないのではないかと思うんですけれども、いいですか。

甲斐（諭）専門委員 はい。

吉川座長 では、そうします。

北本専門委員 ただ、次回にでも、甲斐先生がおられるときにもう一回真意を確かめて、彼女が納得されるのが大事だと思うんです。

吉川座長 それは、山内専門委員、甲斐専門委員、今日は2人ともいらっしやらないので、意見を聞いたただけなので、今回のたたき台についての意見をいただいていますけれども、そうしたいと思います。

それから、AMRについて、確かにここにAMRの説明がなかったので、輸出プログラムの対象になっていないということで、AMRは何かということを議論はしましたけれども、説明がなかったのでここに甲斐専門委員が足してくれたんだと思います。

「AMRとは、枝肉から精肉を取った後の骨に付着した肉に水又は空気等を高圧で吹き付けて、骨を砕くことなく肉を回収する方法である。SRMを含む危険性があるため、米国及びカナダでは30ヶ月齢以上の牛の頭蓋骨、せき柱をAMRに使用することを禁止する等のAMRに関する規制強化が行われた。しかし、AMRは、日本向け輸出プログラムの対象となっていない」ということです。

内臓等については「また、舌のリスクは、扁桃組織の付着や汚染によるリスクであるが、米国やカナダでは、舌を切り出す際の留意事項について写真を用いたマニュアル（SSOP）を周知し、リスク回避の徹底を図っている」ということです。

「日本向けに内臓等を輸出することは不可能であると考えられる」。

北本専門委員 これはA40ですか。

吉川座長 A40です。切り離されてしまうので、現時点では月齢判定だけでは日本向けに内臓を輸出することは不可能だということです。

これは、たしか「困難である」にするか「不可能である」にするかという議論があったんですね。

どうぞ。

山本専門委員 これは、例えば枝肉と内臓との整合性が取れるような管理をしている場合には輸出が不可能だとは言えないわけですね。ですから、これはA40のみによる判定では不可能だとは言えますけれども、それ以外の管理措置でちゃんと整合性が取れるようにしてあるのであれば大丈夫だということが言えるのではないのでしょうか。

例えば「不可能である」を残すのであれば、A40のみとかそういう表現を入れるとか、もしくは「不可能である」をやめるのなら「困難である」ぐらいにするとか。

甲斐（諭）専門委員 済みません、そうしましたら、内臓をひっくるめるのか、例えば舌はどうするかという、この舌の話はどこかにありましたか。前に舌のことがあったのではありませんでしたか。

ですから、内臓と舌を、確かに大きな内臓の場合はどうしようもないかもしれないけれども、舌は枝肉とくっつけておけばいいわけで、それはA40のときに、ですから内臓と舌は同じ内臓なんだろけれども、その辺は区別する必要があるのではないのでしょうか。

梅田課長補佐 恐らく、甲斐先生は現場を御存じなのでそういう御意見だと思いますけれども、内臓一般にはなかなか管理が難しいという事実と、それからこの場合、舌を内臓の中に入れていきますけれども、舌については管理がしやすいということもあって、一部のパッカーなどでは枝肉との突合をタグなどでやっているという情報も入っています。

したがって、先ほどの議論でA40による月齢判別では不可能ということだけでなく、たとえばA40の月齢判別を使っていたとしても、その上にありますように、枝肉と対応して識別しない限りとかという条件を入れないと限定した書きぶりになってしまうということで、そういう枝肉と対応して識別しない限り、日本向けに輸出することは不可能であるというような書きぶりに改めてはどうかと思いますが、あとは先生に御意見を賜って直したいと思います。

吉川座長 いいですか。確かに、前の文章に「混合してしまう可能性がある」と書いてあるから、月齢判定のみでは内臓の安全性をやることは無理だということの方がわかりやすいかもしれません。

北本専門委員 お願いなんですけれども、そういう限定するときの文章は肯定文で限定してほしいんです。だから、枝肉と対応できるものだけは大丈夫だと。つまり、否定でされると「等」になってしまうような気がして、済みません、危惧ですけれども。

吉川座長 どうぞ。

堀内専門委員 この3全体のロジックで疑問に残るところがあるんですけども、今、3でやっている内臓や食肉のリスク評価というところで、実際には20か月齢以下のものについての最終的なリスクを判断することになると思うんですけども、特に食肉に当たって、では20か月齢以下をどう判断するのか、20か月齢以下の食肉をどう判断するのかという、言ってみればそこに感染性があると考えなのか、リスク以下と考えられるかというところが、この本文から何となく欠落しているように感じるんです。

今までの3.1から3.3までのストラテジーに対してクリアーできている問題があるところの話になっていると思うんですけども、実際に20か月齢以下の食肉に、極論してしまえばプリオンがあるのか、ないとみなせるのかというところの判断を一部、我々はしなければいけないのではないかなと思うんです。

そういう意味で、それが出てくるのは「4 結論のために」に少し出てくるのかなと思うんですが。

北本専門委員 いや、3.4が。

堀内専門委員 3.4は総括ですね。

吉川座長 それは、日本であれ、アメリカであれ、20か月以下の肉にプリオンが汚染するリスクがあるかないかということですか。

堀内専門委員 その前提が、例えば今まで日本でやってきた日本の措置の見直しを踏襲して、そこは前提で話が進んでいるのかどうかということも含めてなんですけれども、この項目からは「3 リスク評価-食肉・内臓(汚染率・汚染量)」の最初で「20ヶ月齢以下の牛に由来する食肉・内臓のリスクと」という一文があるにもかかわらず、3.1、3.2、3.3というところは、その20か月齢以上というのが月齢判定の部分だけにかかってきていて、そのほかの部分というのは極論すると筋肉の中にプリオンがいるのか、それともリスク以下なのかという、日本と同等のリスクになるのかというところの判断をしっかりとここでしなければいいのではないかなと思うんですけども、そういう項目がないような印象を受けるということです。

例えば「3.4 牛肉及び牛の内臓の汚染リスク総括」の でそれに近い文言が出ているのかなという気はするんです。というのは、これはあくまで検査により発見される可能性

が低いと言っているのと、厳密な意味ではそれをこの 20 か月齢以下の筋肉に、言ってみればアメリカがこういう切除措置をして出してきた 20 か月齢以下の食肉と、今、日本の規制の下で出てきている筋肉のリスクの同等性ということをはっきり言う必要があるのではないかと思うんですけれども、そういうところがあまりはっきり、この 3 の構成からは見えてこないように思うんです。

要するにトレーサビリティでは、できている部分と、できていない部分があるというのが 3 . 1 であると。

3 . 2 では検査の問題があると。検査の問題というのは、月齢に関わる場所ではないと思うんです。基本的にすべての牛に関わってくると。SSOPとかHACCPの部分もそうだと思います。

ですから、20 か月齢以下に限定したところが、3 の構成からすると、何となく月齢の見極めのところだけにかかってきているように感じるんですけれども、そう感じるのが私だけであればよろしいんですけれども、何度か読み直してみても、そういうところははっきり見えてこないなという印象を持っているので、ちょっと発言させていただきました。

北本専門委員 これを堀内先生が書くとしたら、どこに書くのが一番いいと思いますか。

堀内専門委員 食肉等のリスク比較というところで、食肉という項目が 3 . 3 でありますので、そこに一言入れて、それで総括にもっていくというのが、文章の流れとしては筋ではないかなと思いますけれども。

吉川座長 具体的には、どういう書きぶりをおけばいいですか。

堀内専門委員 最終的には、日本の牛肉との同等性ですね。それがアメリカのこういう措置をして、20 か月齢以下という附带条件付きで、それが、今、日本の管理措置で産生される食肉のリスクと同等であるか、リスクが高いのかという表現になってくるかと思うんですけれども。

総括的には、そういう表現はあるんですけれども、20 か月齢以下がどこにかかってきているかというのが、私にはよく見えてきていないということです。

吉川座長 わかりました。ちょっとそこは考えさせてください。また、少し具体的にどこにどういう文章を入れたらはっきりするか。

どうぞ。

北本専門委員 ちょっとだけ今のにコメントさせてください。非常にいい意見だと思うし、明記はすべきだと思うんです。

ただ、堀内先生の意図しているのは、食肉だけで 20 か月以下云々ができるわけではない

んじゃないですか。それはありとあらゆるものが総合的に判断して、日本との同等性を言
って初めて言えるような気がするんです。

堀内専門委員 勿論そうなんですけれども、特に3の項目で20か月がかかってくるのは、
この牛は20か月なのかどうかということだけに20か月がかかってきていると感じるん
です。そういうことです。

吉川座長 済みません、大分時間を延長させてしまって、今日、帰る人は申し訳ないで
すけれども、もう少し付き合ってくださいませんか。

最後の、本来議論しなければいけない「4 結論のために」のところからなんですけれ
ども、その上のところは、先ほどのSRMのところを受けて、各措置が適切に遵守されて
いなければ、それらの措置によるリスク回避は、日本と米国、カナダで同等とは言えない
という文章になるけれども、でもこれもよく考えてみると、日本は全部守られていて、ア
メリカとカナダは守っていないかもしれないから同等でないかもしれないというけれども、
これは読むとそういう論法ですね。先ほどのGFAPでの検証のところも含めて、少し検
討したいと思います。

それから、輸出プログラムは、先ほどと同じで条件をしっかりと明記すべきと。それから、
月齢を確実にされるまでについてどういう方法があるか。システムを明記した方がいいと
いう先ほどの議論ですから、またこれは甲斐専門委員が出席のところでは意見を聞きたいと
思います。

済みません、「4 結論のために」と「5 結論」「6 結論への付帯意見」は大きく
は変わってはいないんですけれども、ここを審議してほしいと思って、今日出してあるわ
けですけれども「4 結論のために」のところは、最初の文章は何も変わっておりません。
本諮問でリスク評価の対象としたものは、牛肉及び食用となる内臓、内臓の定義というこ
とで、SRMと牛肉を除く舌及び主要な内臓の臓器ということで、加工品は含まないと。

それから、輸出規制については、リスク管理機関の責任において遵守されるという前提で
評価を行ったと、一応、最初の要旨を書いております。

それから、比較対象となった肉、内臓のリスクについて考えると、日本の場合は、全頭
ということですから、と畜場に来る4歳以上も含めた規制のなかったものも全部入ります
と。それで年間陽性牛として捕まるので5～6頭。

その他の検出限界以下の感染牛というものは、当然検出できませんから、リスクの中
に入ってくると。日本はそういう全年齢ということになるし、米国、カナダの場合は、20
か月齢以下ということで、2004年2月以降に生まれた牛ということになりますから、リスク

評価は 2004 年 2 月時点の汚染レベルという評価対象の違いがあるんだということをもう一回説明してあります。

ときたま誤解で、20 か月以下の日本と 20 か月以下の米国を比較するというような解釈になって、どっちがきれいか、きれいでないかという議論になっているので、ここで諮問されたのは、そういう諮問だということです。

背景リスク、先ほど汚染の割合という形になりましたけれども、大体日本とカナダが同等で、米国はやや低いという侵入リスクから考えると、そういう範囲に入るといいます。

それから、米国及びカナダの食肉、内臓のリスク評価というところですがけれども、基本的にリスク低減措置の原則を比較するという方法しか取れなかったと。

情報が入手できるものに関しては、できるだけ実効性の比較も行うように努めた。しかし、情報の入手に限界があるということも、やはり考慮しなければならないと。

上乗せ規制については、現在、実行されているわけではないので、これを評価することはできないので、遵守されるという前提で評価すると。しつこいですけれども、もう一回断わってあります。

主要な比較ということで、と畜前検査は長さが違うけれども、実際に 20 か月齢以下の B S E 症状牛というものが出てきて、それが見逃されるということは、確率的に非常に低いと。

スタンニングは同等、ピッシングは日本はまだ廃止できないので、日本の方がリスクは高いということになります。

S R M の除去に関しては、日本は一応 G F A P を導入に当たってはやったと、アメリカはやっていないと。科学的検証が行われていないというのは、そういうことです。

上乗せ規制により、全月齢から S R M は除去されると。A M R に関しては、上乗せ規制で輸入禁止と。H A C C P と S S O P について日本は S S O P を実施して、その実効性についてはアンケート調査をしていると。

アメリカは、H A C C P と S S O P の両方を実施して、遵守の検証と情報公開と違反の改善をやっていると。

月齢確認の限界という点で考えると、食肉に関しては、日本は対象が 130 万頭ですがけれども、アメリカで出生証明のできるものが約 10% で 250 万頭。カナダは 20% と考えて 70 万頭。20 か月の出生証明 A 40 に頼るものは、カナダはありませんけれども、アメリカは約 10% というところで 250 万頭ぐらいと。

内臓については、基本的には出生証明だけということになりますから、アメリカが 10% で 250 万頭。カナダが 20% で 70 万頭になると。

現時点で、月齢判定方法を基準に考えると。食肉については米国が 500 万頭、カナダが 70 万頭。

内臓に関しては、米国が 250 万頭、カナダは 70 万頭ということになるということです。

最初私がみんなに投げたときは、汚染の割合と年齢制限というか、感染規模が割合としてどのぐらいか。それが感染量として検出限界以下という並びになるわけですがけれども、輸入量というものをもう一回持ち出して、全体のリスクとして評価した方がいいかなということを考えて、そこに別の数字が入れてありますけれども、事務局と山本専門委員とも議論したけれども、ちょっとわかりにくいというので、感染割合と感染量だけでいいだろうということで、輸入規模という問題は、もう月齢の方で自動的に決まってしまうから、それで切ろうということで、文章を短くしたということです。

相対的に、それぞれの総括してきたものをもう一回、先ほど堀内専門委員が言ったように、全体として総括すると、背景のリスクから来る汚染と感染価というのはどのぐらいのものかと。それを更に上乗せ規制で、リスクを回避した場合に、どのぐらいのものになるかということを一応、ここでまとめて結論に行こうということ考えたわけです。

結論は特に変わっておりません。最初に前提が書いてあって、国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価したと。

しかし、今回の諮問では、国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては、米国やカナダの場合は、文章に書かれた原則が主体で、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などの補足説明を基に評価をせざるを得なかったという限界があるわけで、不明の側面もあることを考慮する必要があると。

輸出の上乗せ条件の遵守についても守られることを前提に評価したと。これで何回か出てきますけれども。

これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要があるというただし書きで、結論として日本で年間に処理される全年齢の牛に由来する食肉内臓と、輸出プログラムの条件、全頭からのSRM除去、20か月齢以下の牛ということが遵守される場合の、米国、カナダの牛に由来する食肉・内臓のリスクレベルについて、生体牛の背景リスク及び食肉・内臓のリスクを比較した場合、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられます。

「極めて」というのは、最初に書いたんですけれども、極めて小さいというのを国内のリスク評価では使わなくて、非常に小さいという言葉を用いていたので、それの方がいいという指摘があって、非常に小さいに直したんですけれども、ちょっと本文がまだ直っていませんので、結論としては非常に小さいと。

前は「おわりに」になっていたんですけれども「6 結論への付帯意見」というように山内専門委員と相談して、山本専門委員とも議論しましたけれども、これの方が適切だろうということです。

諮問に答えるに当たり、2つのことを強調しておきたい。1つは諮問の経緯で述べたように、リスク評価機関と管理機関の責務を明確にする必要があると。

本答申を受けて、リスク管理機関が判断し、施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること。輸出再開の場合は、輸出国に対して、輸出プログラムの遵守を確保させるための責任を負うものであるということを、まず確認しておきたいと。

第2に「食品安全委員会プリオン専門調査会」は諮問に答えるために、我が国と米国、カナダの国内対応の違い等を比較したと。

諮問は、日本向け輸出プログラムの上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出プログラムが遵守されることを前提に評価したと。

したがって、輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確率と、その確認は最も重要なことであると。もし、輸出プログラムが遵守されない場合は、この評価結果は成立しないということです。

以下、5点に渡って、付帯意見の中の補足ですけれども、1つは、持続的サーベイランスが必要だということが書いてあります。

それから、米国及びカナダのBSEの増幅を止めるには、SRMの全面禁止ということが必須であると。

それから、と畜場のBSEスクリーニング検査というのは、やはり異常牛を除くには有効であるので、十分な数の検査官を配備する必要があると。この辺は、みんな米国、カナダに対してです。

ピッシングの廃止、SRMの除去、これも有効な方法で、またプロセスに關すると畜場のSSOP、HACCPの遵守、検証実効性に関する科学技術的な有効性評価及び検証結果の公開は、リスク評価及び消費者の安心のために必要であるというのは、米国よりは、むしろ我が国について評価する過程で問題になった点として書き終えてあります。

それから、山内専門委員は、これを①番にしてくれとって、私は特に意味なく議論し

てきた順番に並べてしまったんですけれども、重要性からすれば、順番に①にしてもいいかと思うんですけれども、先ほどの追加のSRMの除去については、米国及びカナダにおけると畜場での監視の実態が不明で、リスク管理機関による安全担保についても、その実効性に疑問が残る。

特に、脊髓片の食肉等への混入は、その確率は低くとも起きた場合には、リスクの要因になり得る。このことを重視すると、SRM除去に関しては、米国、カナダの牛に由来する食肉内臓のリスクが我が国のものと同等とはみなし難いと。輸出プログラムの条件に脊髓除去の有効性についての科学検証を加える等の対応が必要であるということです。

最後に、今回のリスクは、何度も出てきますけれども、遵守を前提にした、遵守を保証する必要があるし、低減措置が適切に実施される保証が必要だと。そのシステム構築を行う。

どんなシステムかということで、例として、現在、日本産牛肉の米国への輸出に適用されている米国向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれらの施設への行政による定期的な立入検査に相当するリスク管理機関による査察等を含む管理システムが有効なものとして考えられると。

これは、私も忘れていましたが、甲斐専門委員が、これは前提ではないということで、そのとおりだと思いますので、輸入解禁に踏み切ったとしてもという文章が入っています。管理措置の遵守が十分でない場合、幾つか例が書いてあります。月齢証明ができない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分離過程において食肉・内臓が20か月齢以上のものと混同され得る場合、こういった人のリスクを否定することができない重要な事態となれば、輸入ストップということも必要であるということで、一応、付帯意見まで、各委員の意見を受けて大きく変わったところは、先ほどの⑤が追加されたこと。

先ほど言った「評価のために」のところの月齢判定だけにしたということと、付帯意見の⑤を①にした方がいいか、ここは先ほど言ったように、重みづけを付けて順番を書いたわけではなくて、議論をしてきた順番で、私が①、②、③、④というふうに飼料規制、と畜前検査、と畜処理、それでSRM除去と単純に時間経過の順番を並べてしまっただけなので、もし、補足について重みづけ順に書いた方がいいというのであれば、それも1つの考え方だと。

北本専門委員 提案ですけれども、付帯意見の中で、私は、やはり大きなものと、これもあればいいなというものを、ちょっと明確に区別すべきではないかと。我々は、その委員の中で、そのコンセンサスを得ることというのは、非常に重要ではないかという気がす

るんですね。

この項目と、この項目がものすごく、例えば遵守されなければ、もう無理だというぐらいの項目はあると思うんです。

ですから、やはり議論に出ていることを何でも書けばいいという感じではないと思うんです。重きを置くようなもの2ポイントでも3ポイントでもいいんですけども、それを結構強く書いて、あとはその他で、こういう意見もございましたみたいなことになるのかなという気がするんです。

これは、すべて⑤番まで打っていますけれども、例えばサーベイランスが突然なくなってしまえば、どうなるのという感じがしますでしょう。ものすごく現実問題として、ものすごい重要な問題じゃないかなと思うんです。

ですから、我々の話し合っていた1件の中でも、重きというのは違うと思うんです。

佐多専門委員 私もその意見には賛成で、6番の付帯意見というのは、逆に前提条件になる場合があるわけですね。だから、例えば結論の前のところは、ずっと比較をしてきたんだけど、その前提条件として、あるべきものが、この付帯意見の中に書かれているということになると、これが本当に付帯意見として5個並べていいものかどうかという議論になってくるんじゃないかと思うわけですけども、むしろこの付帯意見の中の条件が守られた場合に、初めてこういうリスク評価ができるという考え方もあるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

北本専門委員 もっと進めれば、そういう意見になるんだと思うんです。いろんな意見があると思うんですけども、私は、まず重みづけをするというのは、皆さんは賛成ではないかと思って。

吉川座長 ①から⑤までで、単純にどれが一番重いと考えますか。

北本専門委員 いや、そういうときこそ、出席率の高いところで議論すべきじゃないかなと。

金子専門委員 私は、あと5分しかないので、要するに結論ですね。結論は、同等性かどうかということ言うべきではないのか。

つまり、リスクの差は非常に小さいと、では、これは認めたのか、認めないのかと、究極のところに行ったらどうなんですかと聞かれたときに、やはりこれは国民の皆さんにわかりやすくしなければいけない。その判断を避けるならば、書かないならば、なぜ書かなかったかを、やはり書いた方がいいんじゃないかと思うんです。

付帯意見のところ、山内先生、これは一番最初に結論にあったものをここに移された。

ここには同等性についての文言が、結論ないし、付帯意見の中で唯一出てくるのは、ここだけというのは、普通に見たら一般の方々の理解は得られないんじゃないかと、私は思うんですけれども。

同等性を聞いてくるわけです。前は管理体制、リスク評価を我が国について問われて、リスクの増加は非常に少ないという返事だった。今回、同等性を聞かれているのに、リスクの評価は非常に少ないと、では同等性はどうですかという判断は、ちょっと私は前回休んだので、その辺どうなったのかわからないんですけれども、わかりやすさからすると、そのところは判断を避けるならその理由、もしするのであれば、そういうふうにした方がいいのかなと。これを見れば、そういう印象は何となくわかる気もしなくはないですけれども。

吉川座長 金子専門委員、端的に言って、これだけの全部の分析をして、結論としては同等であると思いますか、同等でないと思うんですか。

金子専門委員 私は、当日配付資料の2のところ、これはもともとは例の付帯意見で書いてあるんですけれども、結論のところについていて、ここで初めてそういう同等性についての言葉が出たということに対して、こういう答えをしたわけですね。

私自身は、これは科学的評価ととらえられる、皆さんそういうふうに報道もされていますし、世界的に日本の科学者が科学的に公正な評価を行ったととらえられるとすると、私はやはり科学というのは実証主義だと思うんです。つまり、エビデンスがあって、証拠があって、リザルツがあって、それに基づいてディスカッションをし、評価をするというのが、少なくとも私の自然科学者としての根本である。リスク評価を行うに当たっては、2つの前提を受け入れて、そういう評価だと、こういう評価になるというのは、それはそれで私が一番最初に申し上げたように、管理機関の責任においていいと思うんですけれども、では、結論のところ、それこそ前回0.1、0.9が一人歩き云々という話になりましたけれども、では、私たちがここをどういうふうに出すかによって、すべての前提条件も取れて、これは日本がそういうふうに認めただと。米国のそういう話になったときに、世界中がそれにならうかもしれない。

では、私がそれを考えたときに、科学者として本当に前提条件付きで、科学的に公正かつ中立な意見を出したかと言われると、私自身は、ちょっと、私はいつも自分の教室の学生や若い人に論文を書くときに厳しく指導している。そういう科学者の姿勢として、皆さんはどういうふうを考えられるかわかりませんが、評価まではいいですけれども、同等性について、どういうふうに記載するかというのは、私は北本委員が言われたように、

欠席されているお三方の意見もかなり慎重論が強いですから、ここは次回、皆さんがそろったところで議論すべきではないかと私は思います。

吉川座長 別に私も今日結論をとら、ただ、本当に同等性求めたから同等であるか、ないかという答えを返さなければいけないのかというのは、何回も私は管理側に尋ねた。なぜ、同等性を尋ねるのか。何を保証するという意味で同等性という言葉の評価の結論に持ってこさせるのかというのを、もう一回管理側に問いたいと思います。

道野輸入食品安全対策室長 では、お答えします。

端的に同等性ということで、私どもの考えとしては、1つは日本の牛肉のBSEのリスクというものを考えれば、その一定の範囲内だと考えた場合に、当然ばらつきもあるでしょうし、1点ということはあり得ないわけですから、それが今回の一定の条件の下で輸入される牛肉等が、その範囲内に入るのか、それも恐らくある程度一定の分布があるんだと思います。それが収まるのかどうかということの趣旨だと思います。

同等性という言葉を使った理由というのは、これはWTO協定ないしはSPS協定の中で、そういう同等性の評価ということが、やはり輸入規制のそういう考え方の基本にありますので、そういった意味で同等性という言葉は、今のWTO協定の下で対外的に説明するのに一番適した言葉ではないかと考えて、同等性という言葉を使いました。

吉川座長 もし回答が同等である、イエスかノーかという答えであれば、それは一番わかりやすいと思いますけれども、そういういろいろな条件を付け、また不明な部分も含めて分析してきた結果として、こういう前提が守られ、こういう条件で切り取られてくるならば、両者の間にリスクとしてそれほどの差はないだろうという答えになるのか、ならないのか、それを聞いておきたいんですけれども。

道野輸入食品安全対策室長 それは、あくまで先生方の議論の結果ですから、なる、ならないということを私どもが判断するということはないんだと思います。

ただし、確認しなければいけないこと、例えばどういう知見が足りなくてそうなったのかとか、どういうところがリスクを引き上げる要因になっているのかとか、そういったことについては、報告書から読み取れない場合には、お聞きするというところもあるかもしれないと思いますけれども、いずれにしても一度答えをいただいた上で、管理機関側でよく内容を検討して整理をするということになると思います。

吉川座長 分析した結果として、それぞれのリスクがあって、当然不明な点もそれぞれにあって、不十分な点も、それぞれここにいろいろな格好で指摘されているし、その前提にも何度もしつこく書かれているぐらい書かれていて、そういう中で、端的に言えば、仮

定の上で分析をして評価をした結果であるわけで、その分析結果を受けて、最後の判断が行政的判断として、同等であるか否かということ自分で判断して、そうであれば、国際条約として拒絶できるか、できないかという判断をした上で、最終的に管理機関が国民に説明をするというシナリオはあり得るんですか。

道野輸入食品安全対策室長 勿論、いただいた答申に基づいて判断し、その理由について対外的、それは輸出国もそうですし、国内、皆様にも説明をしていくということになると思います。

吉川座長 わかりました。最初に言ったように、確かにいろんな意見をいただいた、甲斐知恵子専門委員も山内専門委員も今回はいけませんので、ここで全部の案を決めてしまって、理解、承認をするというのは、私としても、あるいはほかの委員もそれはやめようということで、私もそう思いますし、30分も遅刻してしまって、最初の方にかなり時間を取ってしまいましたので、欠席委員も多くなってしまったので、できればそういうことにはしたいと思います。

どうぞ。

小野寺専門委員 同等性の問題がありますけれども、別に文章で同等ということを行っている場所はあまりないので、どこが同等と、27ページの「背景リスクを考えると」の後の青いところですね。BSEの汚染の割合では日本とカナダはほぼ同程度と考えられるところ、見たところ同等かなと。

あと、28ページの一番下、リスクの差は非常に小さいと考えられると。これがほぼ同等と読めないこともないのかなと。これは同等という言葉はある程度避けたわけですか。そういうことではないですか。

吉川座長 どうぞ。

甲斐（諭）専門委員 書いてあることは、リスクの差は非常に小さいということは、ほぼ同等だと書いてあると思うんですけれども、同等という言葉を使うよりは、差が小さいと書いた方が、何となく科学的なような気がするんです。

吉川座長 その辺も含めて、次回までにまた、今日の意見を含めてたたき台の書き直しをして委員に送りたいと思いますので、忌憚のない意見を事務局の方に送っていただいて、次回にできれば、今日欠席の委員も来られると思いますので、詰めたいと思います。

できれば、次回議論した上で確認まで持っていければと思いますけれども、そこはオープンでやっているわけですから、また、今日欠席の委員の意見も、今日の結果を含めて説明して議論を進めたいと思います。

事務局の方から何かありますか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、第 33 回「プリオン専門調査会」を終えたいと思います。

どうも御苦勞様でした。